

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年2月18日提出
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 山本 圭志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	足立 実和子
【電話番号】	03-6203-0200
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 5兆円を上限とします。 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

・以下、上記を総称して「ライフポイント」、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、各々については、正式名称ではなく、「各ファンド」または以下の略称および愛称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称	愛称
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	安定型	ライフポイント 安定型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	安定成長型	ライフポイント 安定成長型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	成長型	ライフポイント 成長型

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）

・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、5兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

また、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。

・スイッチングについては、無手数料の取扱いとなります。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年2月19日から2025年8月18日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

ラッセル・インベストメント株式会社

< 電話番号 > 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページアドレス > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

（ ９ ） 【 払込期日 】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １ ０ ） 【 払込取扱場所 】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ １ １ ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ １ ２ ） 【 その他 】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的
信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式・債券)(資産配分固定型)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分固定型））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225
 TOPIX
 その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

をいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

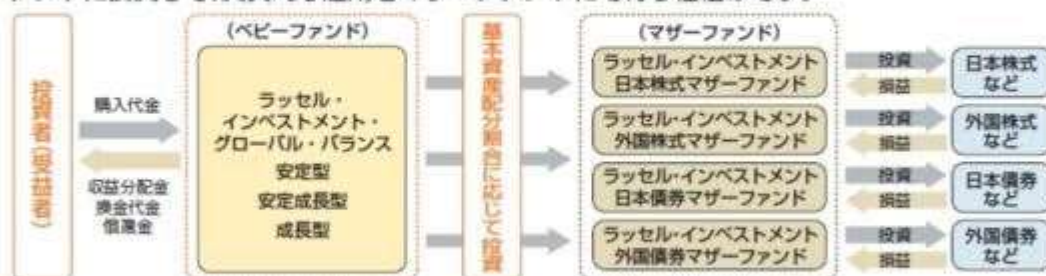
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1

日本株式、外国株式、日本債券および外国債券(為替ヘッジあり)を実質的な主要投資対象とします。

各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)は、ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

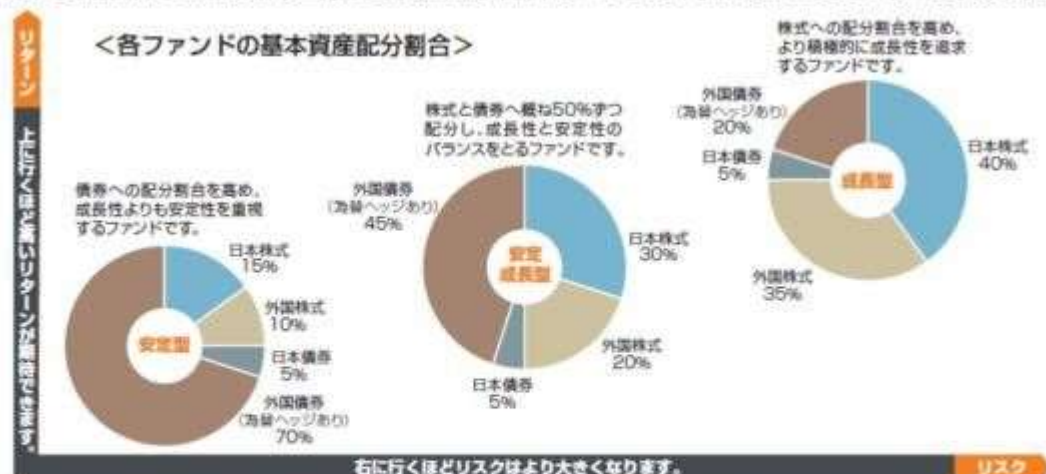


ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドへの投資部分については原則として為替ヘッジを行いません。ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドへの投資部分については為替ヘッジ^{*}を各ファンドで行います。
^{*} 為替ヘッジについては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シーに外国為替予約取引の指図にかかる権限を委託します。

2

投資目的などに応じて資産配分割合の異なる3つのファンドから選択できます。

基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。また、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することがあります。



※上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

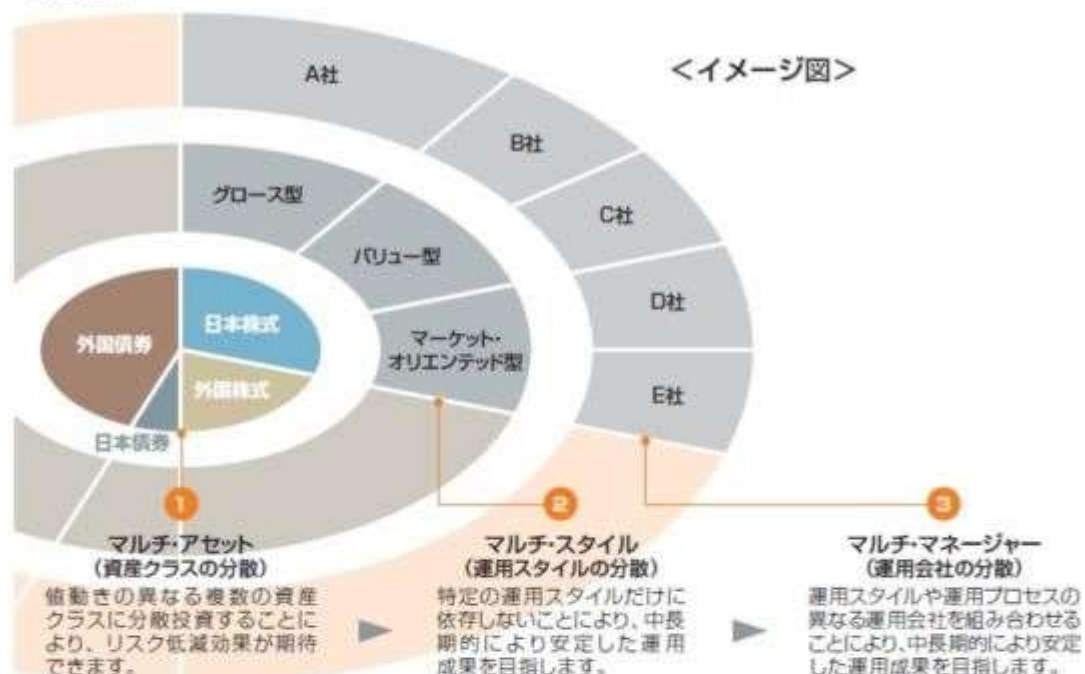
(注)上記の図は、各ファンドの基本資産配分割合とリスク・リターンとの関係を示したイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

3

3段階のリスク分散「マルチ・アセット、マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」

- マルチ・アセット(資産クラスの分散)、マルチ・スタイル(運用スタイルの分散)、マルチ・マネージャー(運用会社の分散)という3段階のリスク分散を行い、より安定した運用成果とリスクの低減を目指します。
- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。



- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、各ファンドはマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。また、「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

※運用会社および運用スタイルについては、後述の「マザーファンドの概要」および「運用スタイルについて」をご参照ください。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

■ マザーファンドの概要

●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2025年2月18日現在の状況は以下のとおりです。

マザーファンド	基本方針	運用会社 (外部委託先運用会社/投資助言会社)	運用スタイル	目標配分割合 (マザーファンドベース)
ラッセル・インベストメント・日本株式マザーファンド	日本の株式を主要投資対象とし、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。	アセットマネジメントOne株式会社 (日本)《投資助言》 ^(注1)	グロース (成長)型	18.5%
		ポリマー・キャピタル・ジャパン・リミテッド (ケイマン)《投資助言》 ^(注1)		7.5%
		SOMPOアセットマネジメント株式会社 (日本)《投資助言》 ^(注1)	バリュー (割安)型	30.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー(米国)		5.0%
		スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本)《投資助言》 ^(注1)	マーケット・オリエンテッド型	17.0%
		M&Gインベストメンツ(ユー・エス・エー)・インク(米国)《投資助言》 ^(注1)		17.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー(米国)	ポートフォリオ特性補強型 ^(注2)	5.0%
ラッセル・インベストメント・外国株式マザーファンド	日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとします。	バインストーン・アセット・マネジメント・インク(カナダ)《投資助言》 ^(注1)	グロース (成長)型	14.5%
		モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)《投資助言》 ^(注1)		12.5%
		サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	バリュー (割安)型	16.5%
		ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)		16.5%
		ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	マーケット・オリエンテッド型	18.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー(米国)	ポートフォリオ特性補強型 ^(注2)	22.0%
ラッセル・インベストメント・日本債券マザーファンド	日本の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。	アセットマネジメントOne株式会社(日本)	広範囲型	50.0%
		ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社(日本)		50.0%
ラッセル・インベストメント・外国債券マザーファンド	日本を除く世界先進各国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとします。	コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド(英国)	マクロ・バリュー型	30.0%
		インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(英国) インサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シー(米国)(再委託) ^(注3)	広範囲型	70.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型:採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

(注3)インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッドは運用の指図にかかる権限の一部をインサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シーに再委託(「再委託先運用会社」ということがあります。)します。

※運用会社の目標配分割合は各マザーファンドにおける比率で、マザーファンド毎で100%となります。したがって、各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)における各運用会社の実質的な目標配分割合は、各ファンドの基本資産配分割合に当該運用会社の目標配分割合を乗じたものになります。

※各マザーファンドでは、マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社への入替等に伴う資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年11月18日。休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 主な投資制限

	安定型	安定成長型	成長型
株式への実質投資割合	純資産総額の45%以内	純資産総額の70%以内	純資産総額の95%以内
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。	純資産総額の85%以内	純資産総額の75%以内
投資信託証券への実質投資割合	純資産総額の5%以内 (マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)		

<運用スタイルについて>

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース(成長)型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー(割安)型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

マーケット・オリエンテッド型：「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

債券では、国債や社債など投資の対象となる債券の発行主体の種類、デュレーション(金利感応度)やイールドカーブ(利回り曲線)などといった超過収益の源泉の組合せによって運用スタイルの分類が行われるのが一般的です。債券を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

広 範 囲 型：日本債券運用の場合は、金利戦略、クレジット/セクター戦略(クレジットに特化した運用を行い債券種別選択と銘柄選択から超過収益を求める運用手法です。)の両戦略を用いる運用スタイルをいいます。

また、外国債券運用の場合は、金利戦略やクレジット/セクター戦略の他、通貨戦略等も含めた各種戦略を幅広く用いる運用スタイルをいいます。

マクロ・バリュー型：各国の経済情勢や財政の健全性等のマクロ分析を通じて、相対的に高いリターンが見込める割安感の強い国の債券および通貨を発掘する運用スタイルです。

一 般 債 重 視 型：国債や一般債等の多様な収益の源泉に幅広く投資を行う運用スタイルです。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・各ファンド、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

2006年 4月28日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2016年 7月16日

・マザーファンド名称変更

新名称：ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド
ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

旧名称：ラッセル 日本株式マザーファンド
ラッセル 外国株式マザーファンド
ラッセル 日本債券マザーファンド
ラッセル 外国債券マザーファンド

2016年 8月18日

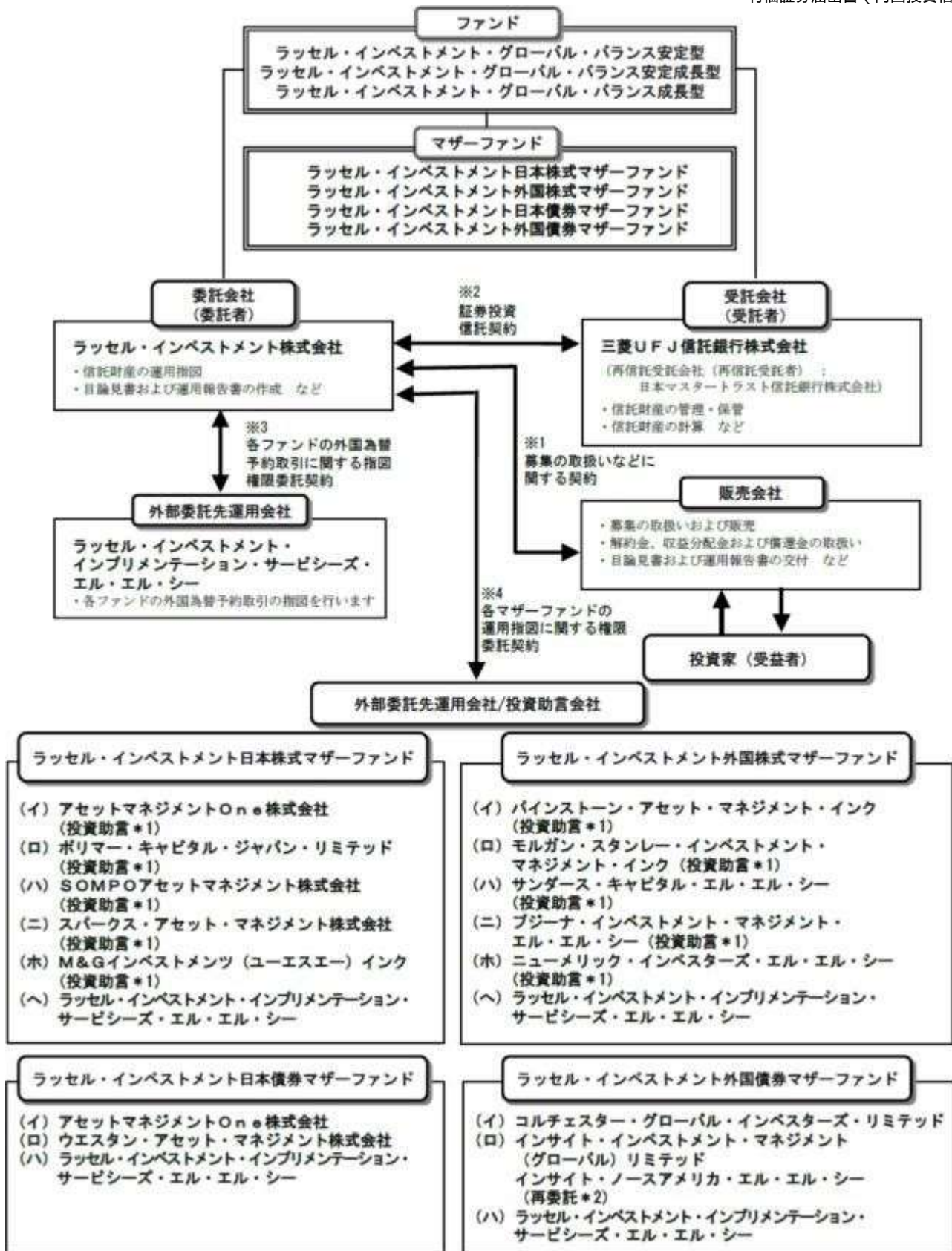
・ファンド名称変更

新名称：ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

旧名称：ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- *1各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。
- *2インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは運用の指図にかかる権限の一部をインサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シーに再委託します。

（注）上図は、2025年2月18日現在のものです。上記の外部委託先運用会社および投資助言会社は事前の告知なく随時変更され、2025年2月18日現在のものと異なることがあります。

- 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 委託会社と外部委託先運用会社との間で締結され、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券の外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約で

- す。
- 4 委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、各マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。
- インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは運用の指図にかかる権限の一部をインサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シーに再委託します。
- （参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）
- 外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

委託会社の概況（2024年11月末現在）

- 1）資本金の額
490百万円
- 2）沿革
- 1999年 3月 9 日： フランク・ラッセル投信株式会社設立
- 1999年 3月25日： 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
- 1999年11月15日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
- 2000年 1月27日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
- 2002年 7月18日： 「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
- 2006年 2月16日： 「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
- 2006年 3月 1 日： ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
- 2007年12月21日： 「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

3）大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様にご提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント グループの概要

ラッセル・インベストメント グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2024年9月末現在で約47兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。

各ファンドの基本資産配分割合は以下のとおりです。

ただし、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託会社の裁量により当該基本資産配分を±10%以内の範囲で変更するものとします。

基本資産配分については、年2回見直しを行う他、運用環境の見直し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

資産クラス	日本株式	外国株式	日本債券	外国債券 (為替ヘッジあり)
マザーファンド	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド
安定型	15%	10%	5%	70%
安定成長型	30%	20%	5%	45%
成長型	40%	35%	5%	20%

上記の基本資産配分からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券については為替ヘッジを行うことを基本とします。

上記の場合を除き、実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

1) 運用のプロセス

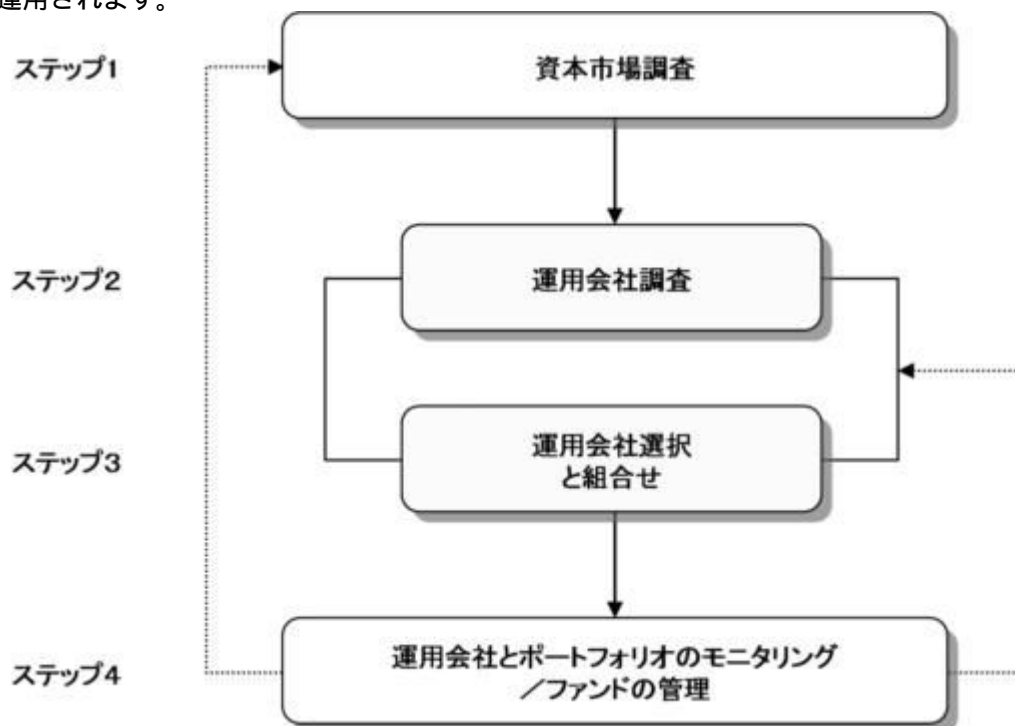
ライフポイントの運用プロセスは以下の2段階に大別されます。

1. マルチ・アセット（資産クラスの分散）

各ファンドにおける純資産総額に対する基本資産配分割合は、ラッセル・インベストメントグループが資産クラス毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適化計算の結果に、定性判断を加えることにより決定されます。数値は年2回見直しを行い、その結果を受けて投資方針に定める範囲内で基本資産配分割合を変更することがあります。また、運用環境の見直し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

2. マルチ・スタイル（運用スタイルの分散）およびマルチ・マネージャー（運用会社の分散）

各マザーファンドにおける「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1：資本市場調査

資産クラス毎に超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、各市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2：運用会社調査

アメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階の評価を行うことによって良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加等を行うことによりファンドの管理を行います。

（2）【投資対象】

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型>

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型>

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型>

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
 - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社からの運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書ならびに12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに14) の証券のうち投資法人債券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 の1) から6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
 - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書ならびに12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに14) の証券のうち投資法人債券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 の1) から6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定

めるものに限ります。）

- ハ) 金銭債権
- ニ) 約束手形
- ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書ならびに12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに14) の証券のうち投資法人債券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 の1) から6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
 - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形
有価証券の指図範囲
委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書ならびに12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに14) の証券のうち投資法人債券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 の1) から6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
 - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者および委託を受けた者から再委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

きます。

- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書ならびに12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに14) の証券のうち投資法人債券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- 金融商品の指図範囲
- 委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの
- 上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 の1) から6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	わが国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 T O P I X（配当込み）をベンチマークとします。 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社） >

2025年2月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	アセットマネジメントOne株式会社《日本》[投資助言]
	投資助言内容：	グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
(ロ)	商号：	ポリマー・キャピタル・ジャパン・リミテッド《ケイマン》[投資助言]
	投資助言内容：	グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
(ハ)	商号：	SOMPOアセットマネジメント株式会社《日本》[投資助言]
	投資助言内容：	バリュー（割安）型株式に重点をおいた運用
(ニ)	商号：	スパークス・アセット・マネジメント株式会社《日本》[投資助言]
	投資助言内容：	マーケット・オリエンテッド型の運用
(ホ)	商号：	M&Gインベストメンツ（ユーエスエー）インク《米国》[投資助言]
	投資助言内容：	マーケット・オリエンテッド型の運用
(ヘ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー《米国》
	投資助言内容：	

委託内容：	1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）—即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。 2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。 3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント^{（注）}） 4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。 5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用。 （注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「R I I S」ということがあります。）に委託します。なお、R I I Sは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、R I I Sは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。R I I Sはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてR I I Sを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。
-------	--

各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資割合へは、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

<マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）>

2025年2月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	パインストーン・アセット・マネジメント・インク《カナダ》[投資助言]
	投資助言内容：	外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
(ロ)	商号：	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》[投資助言]
	投資助言内容：	外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
(ハ)	商号：	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》[投資助言]
	投資助言内容：	外国株式を対象としたバリュウ（割安）型の運用
(ニ)	商号：	ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー《米国》[投資助言]
	投資助言内容：	外国株式を対象としたバリュウ（割安）型
(ホ)	商号：	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》[投資助言]
	投資助言内容：	外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
(ヘ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	前述の「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」と同じ。

各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。
投資態度	日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）>

2025年2月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	アセットマネジメントOne株式会社《日本》
	委託内容：	国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
(ロ)	商号：	ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社《日本》
	委託内容：	国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
(ハ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：	1）他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。 2）他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント） 3）委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。
-------	--

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。
投資態度	日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）>

2025年2月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド《英国》
	委託内容：	格付けの高い国の国債（またはこれに準ずる債券）への投資を中心とした運用
(ロ)	商号：	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド《英国》
	委託内容：	国債や一般債に加え、通貨も含めた総合的な運用
	（再委託先運用会社）	
	商号：	インサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シー《米国》
(ハ)	委託内容：	国債や一般債に加え、通貨も含めた総合的な運用の一部
	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	前述の「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」と同じ。

各マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

各マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

< 委託会社の照会先 >

ラッセル・インベストメント株式会社

< 電話番号 > 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページアドレス > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

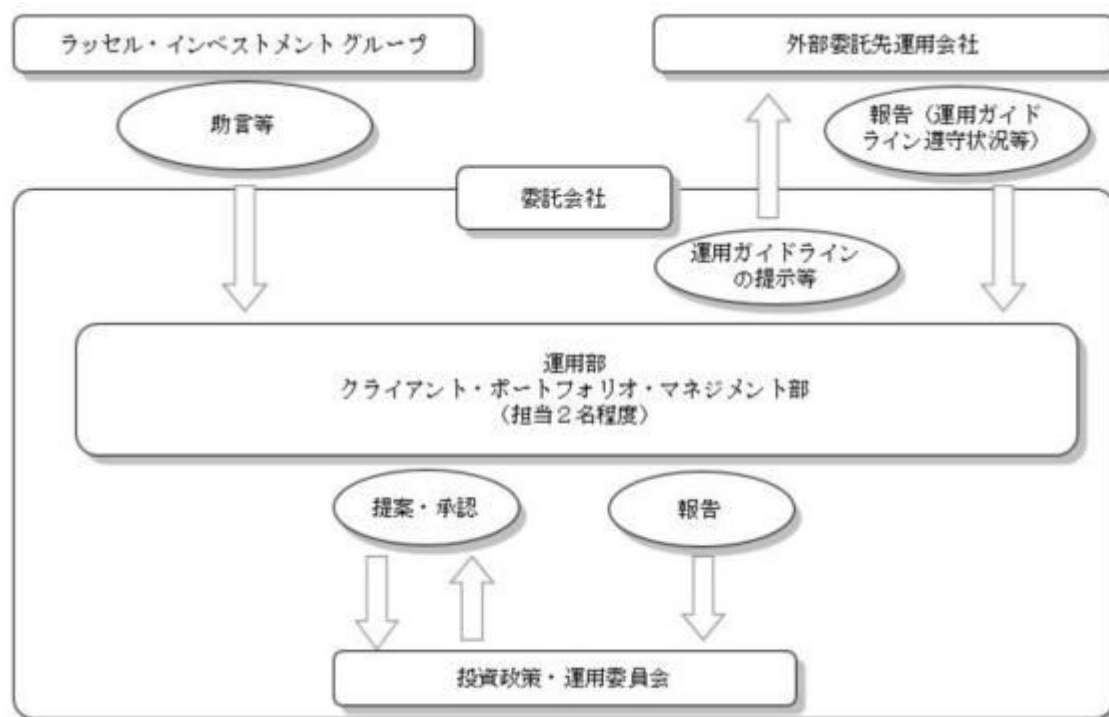
（３）【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー＆プロシージャー（社内規程）に基づき、ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更および各マザーファンドで採用する外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。以下本項において同じ。）の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更などに関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。基本資産配分割合は、ラッセル・インベストメントグループが資産クラス毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適化計算の結果に定性判断を加えることにより決定されます。
- ・運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、各マザーファンドの外部委託先運用会社の採用・変更や目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「３ 投資リスク（２）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社
オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース） >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース（一般コース） >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

< ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 >

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%以内とします。
- 2) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび

為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことと指図をすることができます。

- ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
 - イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことと指図をすることができます。
 - ロ）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ）金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ）委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付の指図および範囲
 - イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ロ）イ）の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 公社債の空売りの指図範囲
 - イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - ロ）イ）の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 公社債の借入れ
 - イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 16) 資金の借入れ
 - イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型>

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以内とします。
- 2) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以内とします。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解

約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二) 委託会社は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

13) 公社債の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

16) 資金の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型>

1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の95%以内とします。

2) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以内とします。

4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

5) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般

社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

6) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けをすることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をすることができます。

8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

13) 公社債の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14) 特別の場合の外貨建保有有価証券への投資制限

外貨建保有有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

16) 資金の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までとの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

1) 株式への投資割合には制限を設けません。

2) 投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

5) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

6) 投資する株式等の範囲

イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7) 信用取引の指図範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 二) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ロ) イ) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二）イ）の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
ニ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す

るものとします。

二) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

13) 公社債の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

4) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

6) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

7) 投資する株式等の範囲

イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者

割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

8) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

- ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- 二) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

10) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- 二) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- 二) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 公社債の空売りの指図範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を

決済するための指図をするものとします。

- 14) 公社債の借入れ
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 16) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 6) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及

び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

- 10) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 14) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 16) 外国為替予約取引の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

取得申込みに際しては、ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、

お願いいたします。

ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

< 主な変動要因 >

株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

債券は、金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

債券の発行体の信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券に係る部分について、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

流動性リスク

ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入れている株式や債券を売却することで換金代金の手当てを行います。組入れている株式や債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーフンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消すことができます。

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性もあります。

分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

（２）投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の２段階にわたって行われます。

外部委託先運用会社の管理

・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行って

ます。

- ・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

および のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

《安定型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2019年12月末～2024年11月末)



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年12月末～2024年11月末)



(単位: %)	安定型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.5	14.6	21.6	11.6	-1.6	5.3	8.5
最大値	12.1	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	16.6
最小値	-12.2	-9.5	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-4.2

《安定成長型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2019年12月末～2024年11月末)



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年12月末～2024年11月末)



(単位: %)	安定成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.6	14.6	21.6	11.6	-1.6	5.3	8.5
最大値	25.1	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	16.6
最小値	-8.9	-9.5	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-4.2

●上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

《成長型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2019年12月末～2024年11月末)



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年12月末～2024年11月末)



(単位: %)	成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	12.2	14.6	21.6	11.6	-1.6	5.3	8.5
最大値	40.3	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	16.6
最小値	-8.0	-9.5	-12.4	-19.4	-5.5	-6.1	-4.2

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、各ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間で各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の「各マザーファンドのベンチマークと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について」をご参照ください。

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCI KOKUSAI(配当込み)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債…NOMURA-BPI 国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

●上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

＜各マザーファンドのベンチマークと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に 用いた指数について＞

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI総合指数

NOMURA-BPI総合指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFR」といいます。)が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRに帰属しています。また、NFRは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、NFRが公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRに帰属しています。また、NFRは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。
 - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
 - ・スイッチングについては、無手数料の取扱いとなります。
- 申込手数料は、商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。
信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

各ファンドの計算期間を通じて毎日、各ファンドの純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

安定型	安定成長型	成長型
年率1.232% (税抜1.120%)	年率1.254% (税抜1.140%)	年率1.287% (税抜1.170%)

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	安定型	安定成長型	成長型
委託会社	年率0.682% (税抜0.620%)	年率0.704% (税抜0.640%)	年率0.737% (税抜0.670%)
販売会社	年率0.440% (税抜0.400%)		
受託会社	年率0.110% (税抜0.100%)		

役務の内容	
委託会社	各ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	各ファンドの資産管理等の対価

委託会社の報酬には、各ファンドの外国為替予約取引の指図に関する権限の委託および各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社への報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。再委託先運用会社への報酬は、運用の再委託を行う外部委託先運用会社と再委託先運用会社との間で別途定められ、当該外部委託先運用会社が受ける報酬から再委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

各ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

各ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金でない場合

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

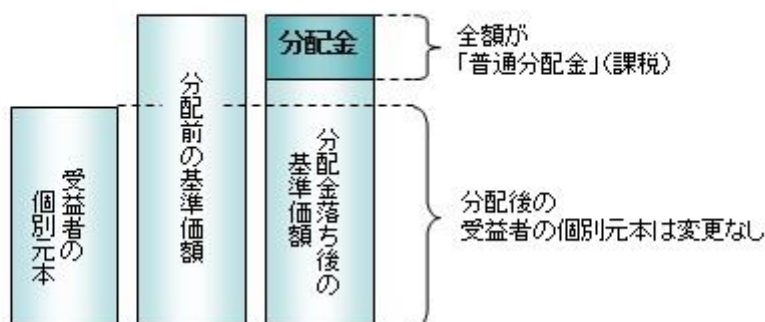
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

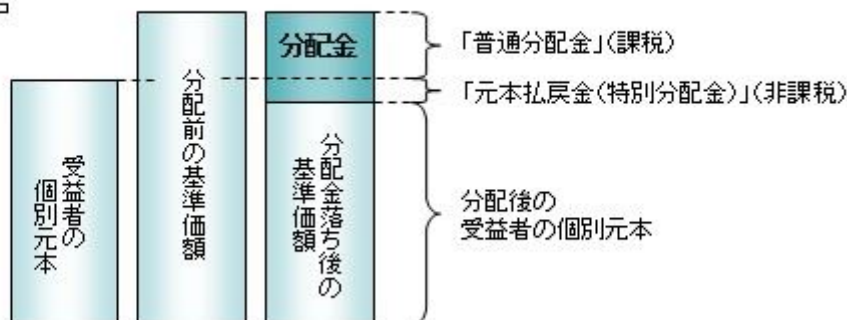
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年11月末現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

（参考情報）各ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間における各ファンドの総経費率（年率）は以下の通りです。

対象期間：2023年11月21日～2024年11月18日

ファンド	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
安定型	1.26%	1.23%	0.03%
安定成長型	1.27%	1.25%	0.02%
成長型	1.31%	1.29%	0.02%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	428,688,736	98.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	6,549,862	1.50
合計（純資産総額）		435,238,598	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	70,492,821	4.2829	301,913,704	4.2361	298,614,639	68.61
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	7,968,557	8.1630	65,047,331	8.1423	64,882,381	14.91
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	9,457,138	4.5774	43,289,475	4.5878	43,387,457	9.97
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	15,966,798	1.3631	21,764,343	1.3656	21,804,259	5.01

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	98.50
合計		98.50

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年11月末日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
10期	(2015年11月18日)	230,901,779	230,901,779	1.3749	1.3749
11期	(2016年11月18日)	178,850,404	178,850,404	1.3693	1.3693
12期	(2017年11月20日)	266,448,498	266,448,498	1.4640	1.4640
13期	(2018年11月19日)	270,755,258	270,755,258	1.4256	1.4256
14期	(2019年11月18日)	419,283,878	419,283,878	1.5221	1.5221
15期	(2020年11月18日)	670,701,337	670,701,337	1.6136	1.6136
16期	(2021年11月18日)	693,769,658	693,769,658	1.6779	1.6779
17期	(2022年11月18日)	591,730,400	591,730,400	1.5002	1.5002
18期	(2023年11月20日)	554,247,849	554,247,849	1.5113	1.5113
19期	(2024年11月18日)	437,544,215	437,544,215	1.5750	1.5750
	2023年11月末日	556,942,655	—	1.5197	—
	12月末日	566,887,129	—	1.5542	—
	2024年 1月末日	549,780,882	—	1.5567	—
	2月末日	547,591,231	—	1.5627	—
	3月末日	547,575,378	—	1.5869	—
	4月末日	484,756,828	—	1.5575	—
	5月末日	467,520,714	—	1.5604	—
	6月末日	467,330,831	—	1.5808	—
	7月末日	454,610,110	—	1.5804	—
	8月末日	457,038,570	—	1.5918	—
	9月末日	458,078,799	—	1.6018	—
	10月末日	442,909,515	—	1.5818	—
	11月末日	435,238,598	—	1.5863	—

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
10期	3.6
11期	0.4
12期	6.9
13期	2.6
14期	6.8
15期	6.0
16期	4.0
17期	10.6
18期	0.7
19期	4.2

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
10期	27,244,500	33,970,422
11期	25,577,569	62,902,036
12期	68,222,874	16,840,105
13期	39,327,985	31,405,306
14期	119,882,595	34,347,196
15期	343,960,265	203,764,326
16期	152,680,835	154,854,045
17期	82,097,391	101,146,858
18期	24,980,865	52,673,338
19期	17,732,635	106,655,215

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,436,184,054	99.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	23,571,580	0.96
合計(純資産総額)		2,459,755,634	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	256,997,635	4.2829	1,100,695,171	4.2361	1,088,667,681	44.26
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	134,790,114	4.5774	616,988,268	4.5878	618,390,085	25.14
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	74,574,709	8.1630	608,755,872	8.1423	607,209,653	24.69
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	89,276,974	1.3631	121,694,299	1.3656	121,916,635	4.96

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	99.04
合計		99.04

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年11月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
10期	(2015年11月18日)	696,999,688	696,999,688	1.3941	1.3941
11期	(2016年11月18日)	720,926,189	720,926,189	1.3618	1.3618
12期	(2017年11月20日)	880,519,892	880,519,892	1.5390	1.5390
13期	(2018年11月19日)	1,045,956,132	1,045,956,132	1.5048	1.5048
14期	(2019年11月18日)	1,240,930,979	1,240,930,979	1.6115	1.6115
15期	(2020年11月18日)	1,327,561,400	1,327,561,400	1.7210	1.7210
16期	(2021年11月18日)	1,744,244,537	1,744,244,537	1.9269	1.9269
17期	(2022年11月18日)	2,022,682,690	2,022,682,690	1.7949	1.7949
18期	(2023年11月20日)	2,362,298,193	2,362,298,193	1.9308	1.9308
19期	(2024年11月18日)	2,462,814,816	2,462,814,816	2.1287	2.1287
	2023年11月末日	2,360,774,201	—	1.9355	—
	12月末日	2,353,577,504	—	1.9677	—
	2024年 1月末日	2,400,925,261	—	2.0130	—
	2月末日	2,421,114,019	—	2.0520	—
	3月末日	2,472,801,554	—	2.1108	—
	4月末日	2,443,799,899	—	2.0883	—
	5月末日	2,450,792,247	—	2.0985	—
	6月末日	2,498,924,053	—	2.1384	—

7月末日	2,466,762,304	—	2.1203	—
8月末日	2,453,203,556	—	2.1150	—
9月末日	2,464,548,362	—	2.1223	—
10月末日	2,475,386,060	—	2.1329	—
11月末日	2,459,755,634	—	2.1384	—

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
10期	7.1
11期	2.3
12期	13.0
13期	2.2
14期	7.1
15期	6.8
16期	12.0
17期	6.9
18期	7.6
19期	10.2

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
10期	84,083,492	124,363,506
11期	92,567,050	63,128,969
12期	108,064,907	65,322,513
13期	223,950,172	101,022,276
14期	232,833,780	157,848,886

15期	246,755,234	245,396,192
16期	288,632,391	154,833,672
17期	345,711,052	123,992,018
18期	246,329,348	149,749,343
19期	150,360,044	216,886,942

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	925,847,740	99.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,908,863	0.42
合計(純資産総額)		929,756,603	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	45,006,036	8.1630	367,384,574	8.1423	366,452,646	39.41
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	71,179,245	4.5773	325,809,446	4.5878	326,556,140	35.12
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	43,886,261	4.2829	187,960,468	4.2361	185,906,590	20.00
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	34,367,578	1.3631	46,846,625	1.3656	46,932,364	5.05

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	99.58
合計		99.58

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年11月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産額 (円)
--	-----------	---------------

期	年月日	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
10期	(2015年11月18日)	482,453,745	482,453,745	1.3839	1.3839
11期	(2016年11月18日)	462,037,836	462,037,836	1.3171	1.3171
12期	(2017年11月20日)	501,951,489	501,951,489	1.5719	1.5719
13期	(2018年11月19日)	501,100,203	501,100,203	1.5429	1.5429
14期	(2019年11月18日)	514,754,673	514,754,673	1.6517	1.6517
15期	(2020年11月18日)	516,345,222	516,345,222	1.7779	1.7779
16期	(2021年11月18日)	640,268,117	640,268,117	2.1582	2.1582
17期	(2022年11月18日)	735,153,413	735,153,413	2.0955	2.0955
18期	(2023年11月20日)	832,972,536	832,972,536	2.3965	2.3965
19期	(2024年11月18日)	929,649,796	929,649,796	2.7965	2.7965
	2023年11月末日	831,267,671	—	2.3933	—
	12月末日	801,223,491	—	2.4217	—
	2024年 1月末日	833,985,672	—	2.5299	—
	2月末日	860,397,996	—	2.6177	—
	3月末日	879,560,181	—	2.7264	—
	4月末日	925,600,147	—	2.7176	—
	5月末日	930,775,023	—	2.7394	—
	6月末日	956,529,765	—	2.8135	—
	7月末日	932,293,136	—	2.7609	—
	8月末日	919,503,810	—	2.7234	—
	9月末日	922,840,180	—	2.7280	—
	10月末日	931,850,317	—	2.7952	—
	11月末日	929,756,603	—	2.8014	—

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
10期	9.9
11期	4.8
12期	19.3

13期	1.8
14期	7.1
15期	7.6
16期	21.4
17期	2.9
18期	14.4
19期	16.7

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
10期	66,657,548	154,972,682
11期	55,269,727	53,069,356
12期	70,408,103	101,886,369
13期	76,540,087	71,101,103
14期	52,512,778	65,631,403
15期	77,221,778	98,454,549
16期	60,798,957	54,555,951
17期	68,978,041	14,813,046
18期	63,526,775	66,781,551
19期	37,215,816	52,358,530

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

（参考）

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	38,691,221,130	97.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,103,282,857	2.77
合計（純資産総額）		39,794,503,987	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,125,180,000	2.83

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	400,200	2,639.70	1,056,410,430	3,007.00	1,203,401,400	3.02
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	317,400	2,759.13	875,747,862	3,751.00	1,190,567,400	2.99
3	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	100,300	6,341.89	636,091,567	10,385.00	1,041,615,500	2.62
4	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	400,000	1,985.62	794,248,000	2,604.00	1,041,600,000	2.62
5	日本	株式	オリックス	その他金融業	285,900	3,171.02	906,594,618	3,367.00	962,625,300	2.42
6	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	477,100	1,521.11	725,721,581	1,792.00	854,963,200	2.15
7	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	190,000	2,954.36	561,328,400	3,686.00	700,340,000	1.76
8	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	536,700	1,687.52	905,693,930	1,291.50	693,148,050	1.74
9	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	4,406,800	161.07	709,842,423	153.40	676,003,120	1.70
10	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	120,400	4,815.40	579,775,084	5,564.00	669,905,600	1.68
11	日本	株式	信越化学工業	化学	112,000	6,326.32	708,548,326	5,554.00	622,048,000	1.56
12	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	69,200	8,533.34	590,507,394	8,936.00	618,371,200	1.55
13	日本	株式	東レ	繊維製品	569,900	719.80	410,214,020	954.30	543,855,570	1.37
14	日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	143,100	3,254.30	465,690,330	3,746.00	536,052,600	1.35
15	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	202,700	3,504.29	710,319,583	2,551.50	517,189,050	1.30
16	日本	株式	ファナック	電気機器	131,800	4,339.38	571,930,284	3,887.00	512,306,600	1.29
17	日本	株式	キーエンス	電気機器	7,900	65,114.58	514,405,241	64,720.00	511,288,000	1.28
18	日本	株式	村田製作所	電気機器	201,100	2,833.26	569,768,586	2,510.00	504,761,000	1.27
19	日本	株式	三菱商事	卸売業	192,100	3,441.03	661,023,680	2,525.50	485,148,550	1.22
20	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	223,200	2,203.86	491,901,552	2,089.50	466,376,400	1.17
21	日本	株式	アイシン	輸送用機器	279,800	1,989.92	556,780,593	1,578.00	441,524,400	1.11
22	日本	株式	ダイキン工業	機械	24,100	20,616.03	496,846,357	18,095.00	436,089,500	1.10
23	日本	株式	ニデック	電気機器	156,900	3,397.30	533,036,370	2,755.00	432,259,500	1.09
24	日本	株式	三菱地所	不動産業	203,900	2,806.94	572,335,066	2,119.50	432,166,050	1.09
25	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	17,300	36,248.93	627,106,489	23,310.00	403,263,000	1.01
26	日本	株式	京セラ	電気機器	272,400	1,876.88	511,262,175	1,473.50	401,381,400	1.01
27	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	127,700	2,823.84	360,604,368	2,920.00	372,884,000	0.94
28	日本	株式	ＮＴＴデータグループ	情報・通信業	123,400	2,365.16	291,861,537	2,898.00	357,613,200	0.90
29	日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	181,400	2,560.77	464,523,678	1,963.50	356,178,900	0.90
30	日本	株式	日本電気	電気機器	24,800	11,166.78	276,936,144	12,745.00	316,076,000	0.79

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.02
		鉱業	0.15

	建設業	2.48
	食料品	2.48
	繊維製品	1.40
	パルプ・紙	0.51
	化学	5.49
	医薬品	2.91
	石油・石炭製品	0.22
	ゴム製品	0.07
	ガラス・土石製品	1.03
	鉄鋼	0.45
	非鉄金属	1.44
	金属製品	0.75
	機械	6.36
	電気機器	20.86
	輸送用機器	5.75
	精密機器	1.60
	その他製品	0.45
	電気・ガス業	1.06
	陸運業	2.96
	海運業	0.24
	空運業	0.02
	倉庫・運輸関連業	0.05
	情報・通信業	5.67
	卸売業	4.05
	小売業	4.81
	銀行業	9.74
	証券、商品先物取引業	0.70
	保険業	3.85
	その他金融業	3.39
	不動産業	2.33
	サービス業	3.91
合計		97.23

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	42	日本円	1,095,895,027	1,125,180,000	2.83

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	55,680,737,643	61.74
	カナダ	2,022,446,733	2.24
	ブラジル	130,128,782	0.14
	パナマ	45,429,768	0.05
	ドイツ	1,691,006,206	1.87
	イタリア	694,941,336	0.77
	フランス	2,701,982,260	3.00
	オランダ	1,836,519,873	2.04
	スペイン	50,898,820	0.06
	ベルギー	12,672,132	0.01
	オーストリア	11,292,040	0.01
	ルクセンブルク	750,762,818	0.83
	フィンランド	487,310,651	0.54
	アイルランド	1,279,215,087	1.42
	イギリス	4,311,014,982	4.78
	スイス	3,183,685,668	3.53
	スウェーデン	45,613,827	0.05
	ノルウェー	327,045,976	0.36
	デンマーク	986,728,324	1.09
	ケイマン諸島	1,498,332,666	1.66
	オーストラリア	363,956,190	0.40
	バミューダ	110,180,497	0.12
	ニュージーランド	19,038,155	0.02
	香港	626,874,049	0.70
	シンガポール	622,813,225	0.69
	タイ	123,300,434	0.14
	韓国	730,240,328	0.81
	台湾	2,561,913,296	2.84
	インド	961,133,021	1.07
	イスラエル	162,088,218	0.18
	キュラソー	70,768,809	0.08
	ジャージー	12,294,186	0.01
	ガーンジー	280,242,769	0.31
	小計	84,392,608,769	93.57
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資信託証券	アメリカ	318,258,661	0.35

	オーストラリア	22,455,069	0.02
	小計	340,713,730	0.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	5,454,116,690	6.05
合計(純資産総額)		90,187,439,189	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	8,250,980,010	9.15
	買建	カナダ	396,162,576	0.44
	買建	オーストラリア	706,338,984	0.78
	売建	アメリカ	4,422,616,840	4.90
	売建	ドイツ	174,585,088	0.19
	売建	フランス	34,329,888	0.04
	売建	スウェーデン	24,324,588	0.03
	売建	香港	112,715,967	0.12
	売建	シンガポール	75,313,745	0.08

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	45,690	62,114.62	2,838,017,235	63,761.51	2,913,263,511	3.23
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	77,903	20,957.38	1,632,642,945	27,312.58	2,127,731,966	2.36
3	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	24,405	74,793.55	1,825,336,670	85,801.20	2,093,978,481	2.32
4	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	55,582	26,624.35	1,479,834,763	35,413.34	1,968,344,720	2.18
5	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	50,001	27,687.25	1,384,390,486	31,013.24	1,550,693,393	1.72
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	60,537	23,587.09	1,427,891,732	25,509.73	1,544,282,537	1.71
7	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	16,047	69,535.46	1,115,835,539	80,250.96	1,287,787,174	1.43
8	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	60,159	14,437.46	868,543,296	20,401.15	1,227,312,879	1.36
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	11,461	72,718.48	833,426,538	91,707.20	1,051,056,233	1.17
10	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	38,138	23,964.01	913,939,700	25,749.40	982,030,877	1.09
11	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	金融サービス	12,308	56,794.30	699,024,365	75,502.65	929,286,631	1.03

12	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	5,770	112,632.92	649,891,995	156,980.63	905,778,270	1.00
13	アメリカ	株式	UBER TECHNOLOGIES INC	運輸	77,871	10,832.99	843,576,356	10,795.99	840,695,223	0.93
14	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,519	442,580.17	672,279,289	480,875.67	730,450,149	0.81
15	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	一般消費財・サービス流通・小売り	36,228	14,365.52	520,434,131	19,047.50	690,053,062	0.77
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,447	21,835.68	642,995,409	23,424.99	689,795,857	0.76
17	アメリカ	株式	THE CIGNA GROUP	ヘルスケア機器・サービス	12,509	52,088.20	651,571,381	50,724.00	634,506,641	0.70
18	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,564	37,632.69	548,082,614	43,411.82	632,249,776	0.70
19	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	266,607	2,378.31	634,075,560	2,323.68	619,510,207	0.69
20	アメリカ	株式	MERCADOLIBRE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,992	215,430.74	429,138,048	308,227.12	613,988,428	0.68
21	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	80,268	5,654.87	453,905,506	7,200.84	577,997,812	0.64
22	インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	56,256	8,565.04	481,835,273	10,174.94	572,401,987	0.63
23	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	43,442	15,960.98	693,377,023	13,103.90	569,259,936	0.63
24	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	53,322	8,898.22	474,470,991	10,575.91	563,929,121	0.63
25	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	93,812	8,108.81	760,704,259	6,005.09	563,350,441	0.62
26	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	22,690	25,547.41	579,670,850	24,528.41	556,549,686	0.62
27	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	素材	9,323	47,558.47	443,387,616	59,385.53	553,651,300	0.61
28	アメリカ	株式	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	ソフトウェア・サービス	45,458	10,324.49	469,330,853	12,172.25	553,326,368	0.61
29	アメリカ	株式	DOORDASH INC - A	消費者サービス	20,517	19,595.09	402,032,632	26,898.04	551,867,202	0.61
30	アメリカ	株式	HCA HEALTHCARE INC	ヘルスケア機器・サービス	11,213	47,054.99	527,627,697	49,061.34	550,124,893	0.61

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	0.30
		エネルギー	2.56
		素材	2.76
		資本財	6.20
		商業・専門サービス	1.58
		運輸	2.65
		自動車・自動車部品	1.35
		耐久消費財・アパレル	2.74

		消費者サービス	3.52
		メディア・娯楽	7.19
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.58
		生活必需品流通・小売り	1.29
		食品・飲料・タバコ	3.25
		家庭用品・パーソナル用品	1.73
		ヘルスケア機器・サービス	5.96
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.59
		銀行	7.46
		金融サービス	7.06
		保険	2.88
		ソフトウェア・サービス	7.92
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.98
		電気通信サービス	0.77
		公益事業	0.97
		半導体・半導体製造装置	6.28
新株予約権証券	外国	—	0.00
投資信託証券	外国	—	0.38
合計			93.95

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 （円）	評価額	評価額 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	182	米ドル	51,894,197.2	7,822,531,288	54,736,500	8,250,980,010	9.15
	アメリカ	ニューヨーク先物取引所	miniMSCI Emg	売建	420	米ドル	23,098,034.53	3,481,797,720	22,696,800	3,421,315,630	3.79
	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	FTSE 100	売建	63	英ポンド	5,268,349.19	1,008,836,185	5,229,000	1,001,301,210	1.11
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSX 60	買建	12	カナダドル	3,408,691.2	366,604,740	3,683,520	396,162,576	0.44
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX 50	売建	23	ユーロ	1,138,684	181,278,492	1,096,640	174,585,088	0.19
	フランス	Euronext	CAC40 10 EUR	売建	3	ユーロ	217,042.5	34,553,166	215,640	34,329,888	0.04
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	34	オーストラリアドル	6,960,263.83	682,384,266	7,204,600	706,338,984	0.78
	香港	香港先物取引所	HANG SENG	売建	6	香港ドル	5,764,215	111,652,844	5,819,100	112,715,967	0.12
	シンガポール	シンガポール取引所	MSCI SING IX	売建	18	シンガポールドル	666,367.19	74,879,681	670,230	75,313,745	0.08

	スウェーデン	ストックホルム・オブション取引所	OMXS30 IND	売建		7	スウェーデンクローネ	1,762,999	24,347,015	1,761,375	24,324,588	0.03
--	--------	------------------	------------	----	--	---	------------	-----------	------------	-----------	------------	------

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
(注2)評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド
以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	7,061,935,663	55.20
地方債証券	日本	1,578,961,800	12.34
特殊債券	日本	974,023,017	7.61
社債券	日本	1,188,114,000	9.29
	フランス	397,459,000	3.11
	オランダ	99,890,900	0.78
	スペイン	98,894,700	0.77
	オーストラリア	99,418,000	0.78
	小計	1,883,776,600	14.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,295,553,555	10.13
合計（純資産総額）		12,794,250,635	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	シンガポール	357,600,000	2.80
	売建	日本	143,060,000	1.12

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
(注2)時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
1	日本	地方債証券	第518回名古屋 市公募公債（10年）	400,000,000	94.81	379,240,000	94.95	379,832,000	0.135	2031/12/19	2.97
2	日本	地方債証券	第26回東京 都公募公債（20年）	300,000,000	105.84	317,547,000	105.97	317,928,000	1.74	2032/6/18	2.48
3	日本	国債証券	第20回利付 国債（物価連 動・10年）	249,000,000	100.70	278,324,730	100.70	277,823,244	0.1	2025/3/10	2.17
4	日本	国債証券	第359回利 付国債（10 年）	272,000,000	96.65	262,891,120	96.64	262,860,800	0.1	2030/6/20	2.05
5	日本	国債証券	第24回利付 国債（物価連 動・10年）	230,000,000	104.05	261,894,369	104.30	262,079,825	0.1	2029/3/10	2.05

6	日本	国債証券	第172回 利付国債（5年）	250,000,000	99.17	247,942,500	99.09	247,740,000	0.5	2029/6/20	1.94
7	日本	地方債証券	第16回 平成21年度愛知県公募公債（20年）	200,000,000	107.11	214,230,000	106.97	213,940,000	2.218	2029/12/20	1.67
8	日本	国債証券	第461回 利付国債（2年）	200,000,000	99.83	199,664,000	99.77	199,540,000	0.4	2026/6/1	1.56
9	日本	国債証券	第167回 利付国債（5年）	200,000,000	98.88	197,768,000	98.81	197,620,000	0.4	2029/3/20	1.54
10	日本	国債証券	第188回 利付国債（20年）	200,000,000	95.89	191,788,000	96.58	193,164,000	1.6	2044/3/20	1.51
11	日本	国債証券	第375回 利付国債（10年）	189,000,000	100.56	190,063,900	100.78	190,479,870	1.1	2034/6/20	1.49
12	日本	国債証券	第168回 利付国債（5年）	190,000,000	99.72	189,479,400	99.64	189,325,500	0.6	2029/3/20	1.48
13	日本	国債証券	第376回 利付国債（10年）	189,000,000	98.48	186,140,430	98.66	186,480,630	0.9	2034/9/20	1.46
14	日本	地方債証券	第784回 東京都公募公債	180,000,000	98.24	176,833,800	98.12	176,626,800	0.254	2028/9/20	1.38
15	日本	国債証券	第54回 利付国債（30年）	210,000,000	78.27	164,373,300	78.99	165,895,800	0.8	2047/3/20	1.30
16	日本	国債証券	第83回 利付国債（30年）	151,000,000	98.76	149,129,410	99.11	149,659,120	2.2	2054/6/20	1.17
17	日本	国債証券	第154回 利付国債（5年）	150,000,000	98.71	148,071,000	98.60	147,913,500	0.1	2027/9/20	1.16
18	日本	国債証券	第362回 利付国債（10年）	152,000,000	96.04	145,983,840	96.15	146,148,000	0.1	2031/3/20	1.14
19	日本	国債証券	第15回 利付国債（40年）	219,000,000	64.38	140,998,770	64.56	141,406,110	1	2062/3/20	1.11
20	日本	国債証券	第61回 利付国債（30年）	188,000,000	73.99	139,114,360	74.64	140,336,360	0.7	2048/12/20	1.10
21	日本	国債証券	第72回 利付国債（30年）	198,000,000	69.91	138,423,780	70.32	139,239,540	0.7	2051/9/20	1.09
22	日本	国債証券	第174回 利付国債（20年）	160,000,000	82.95	132,723,200	83.60	133,760,000	0.4	2040/9/20	1.05
23	日本	国債証券	第67回 利付国債（30年）	188,000,000	69.80	131,239,040	70.32	132,207,240	0.6	2050/6/20	1.03
24	日本	国債証券	第29回 利付国債（物価連動・10年）	120,000,000	103.35	126,546,286	103.60	126,637,324	0.005	2034/3/10	0.99
25	日本	国債証券	第75回 利付国債（30年）	148,000,000	81.27	120,281,080	81.69	120,901,200	1.3	2052/6/20	0.94
26	日本	国債証券	第50回 利付国債（30年）	150,000,000	79.79	119,685,000	80.45	120,684,000	0.8	2046/3/20	0.94
27	日本	国債証券	第17回 利付国債（40年）	131,000,000	91.32	119,641,270	91.60	119,997,310	2.2	2064/3/20	0.94
28	日本	国債証券	第187回 利付国債（20年）	129,000,000	91.40	117,911,160	92.05	118,754,820	1.3	2043/12/20	0.93
29	日本	国債証券	第26回 利付国債（物価連動・10年）	100,000,000	105.25	115,522,400	105.45	115,545,780	0.005	2031/3/10	0.90
30	日本	国債証券	第179回 利付国債（20年）	137,000,000	82.10	112,478,370	82.71	113,320,920	0.5	2041/12/20	0.89

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
国債証券	国内	55.20

地方債証券	国内	12.34
特殊債券	国内	7.61
社債券	国内	9.29
	外国	5.44
合計		89.87

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
債券先物取引	大阪取引所	長期国債標準物先物	売建	1	日本円	142,850,000	143,060,000	1.12
	シンガポール取引所	S G X 1 0 Y R M I N I J G B F U T D E C 2 4	買建	25	日本円	357,088,660	357,600,000	2.80

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	5,002,279,902	40.96
	カナダ	156,847,535	1.28
	メキシコ	390,289,426	3.20
	チリ	78,488,324	0.64
	コロンビア	15,832,418	0.13
	パナマ	29,892,307	0.24
	ドイツ	188,197,306	1.54
	イタリア	833,076,208	6.82
	フランス	235,867,498	1.93
	オランダ	145,443,795	1.19
	スペイン	456,235,342	3.74
	ベルギー	180,348,827	1.48
	オーストリア	119,075,617	0.98
	フィンランド	38,462,191	0.31
	アイルランド	25,970,933	0.21
	ギリシャ	30,722,755	0.25
	スロベニア	46,933,374	0.38
	イギリス	577,882,340	4.73
	ノルウェー	188,347,145	1.54
	デンマーク	13,919,153	0.11

	ハンガリー	70,643,010	0.58
	ポーランド	93,487,520	0.77
	エストニア	36,175,976	0.30
	ルーマニア	55,398,034	0.45
	オーストラリア	203,708,394	1.67
	ニュージーランド	600,401,446	4.92
	シンガポール	209,884,315	1.72
	マレーシア	239,965,917	1.97
	インドネシア	103,119,727	0.84
	韓国	128,275,624	1.05
	中国	585,689,979	4.80
	イスラエル	20,779,901	0.17
	小計	11,101,642,239	90.91
地方債証券	ドイツ	71,983,792	0.59
特殊債券	オーストラリア	91,766,924	0.75
	国際機関	151,187,771	1.24
	小計	242,954,695	1.99
社債券	アメリカ	18,825,321	0.15
	オランダ	15,825,356	0.13
	ベルギー	15,657,638	0.13
	小計	50,308,315	0.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	744,259,645	6.09
合計(純資産総額)		12,211,148,686	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	3,370,592,523	27.60
	買建	オーストラリア	88,699,947	0.73
	売建	アメリカ	818,329,775	6.70
	売建	カナダ	473,792,166	3.88
	売建	ドイツ	271,182,872	2.22

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,908,100	15,102.46	590,219,592	15,130.52	591,316,144	4.25	2029/2/28	4.84
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	14,506.36	406,178,351	14,665.35	410,629,889	3.125	2027/8/31	3.36
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,920,000	13,726.76	400,821,429	13,804.48	403,091,008	2.875	2032/5/15	3.30
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,330,000	14,962.45	348,625,141	15,051.62	350,702,849	4.25	2025/12/31	2.87

5	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,050,000	16,454.11	337,309,378	16,637.99	341,078,836	3.7	2030/6/15	2.79
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,200,000	13,354.05	293,789,246	13,654.92	300,408,334	1.25	2028/5/31	2.46
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,050,000	15,148.59	310,546,244	14,628.84	299,891,340	3.875	2034/8/15	2.46
8	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	12,500,000	2,083.12	260,390,064	2,113.17	264,146,425	2.05	2029/4/15	2.16
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,820,000	14,262.59	259,579,227	14,438.06	262,772,794	2.75	2028/2/15	2.15
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,700,000	15,098.79	256,679,448	15,139.94	257,379,129	4.25	2031/2/28	2.11
11	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,530,000	16,611.72	254,159,377	16,736.69	256,071,449	3.45	2034/10/31	2.10
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,650,000	14,592.92	240,783,303	14,793.12	244,086,628	4	2034/2/15	2.00
13	イギリス	国債証券	UK TSY	2,290,000	9,592.27	219,662,990	9,496.18	217,462,536	1.5	2053/7/31	1.78
14	ニュー ジーラ ンド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,176,000	8,779.35	191,038,799	8,775.54	190,955,903	4.25	2034/5/15	1.56
15	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	8,700,000	2,091.29	181,942,831	2,117.58	184,230,051	2.27	2034/5/25	1.51
16	ニュー ジーラ ンド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,988,000	8,204.11	163,097,795	8,357.81	166,153,386	3.5	2033/4/14	1.36
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	910,000	16,857.11	153,399,746	17,519.86	159,430,767	4.5	2053/10/1	1.31
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,052,200	14,124.52	148,618,212	14,392.13	151,434,056	1.5	2026/8/15	1.24
19	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000	13,980.46	139,804,664	13,971.10	139,711,054	0.5	2032/7/15	1.14
20	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,620,000	2,279.79	128,124,304	2,405.45	135,186,593	3	2053/10/15	1.11
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	896,400	14,217.61	127,446,685	14,715.16	131,906,762	0.25	2025/6/30	1.08
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,370,000	9,446.93	129,423,046	9,510.75	130,297,300	1.125	2040/5/15	1.07
23	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	719,000	17,349.50	124,742,913	17,852.68	128,360,827	4.2	2037/1/31	1.05
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,300,000	9,354.71	121,611,262	9,425.96	122,537,488	1.125	2040/8/15	1.00
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	930,000	11,234.84	104,484,017	11,221.29	104,358,066	2.375	2042/2/15	0.85
26	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000	16,341.40	98,048,414	16,330.73	97,984,416	3.45	2027/7/15	0.80
27	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000	8,484.75	93,332,318	8,873.01	97,603,132	0	2050/8/15	0.80
28	シンガ ポール	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT	839,000	11,089.57	93,041,518	11,201.04	93,976,739	2.375	2025/6/1	0.77
29	イギリス	国債証券	UK TSY	998,777	9,667.98	96,561,640	9,114.92	91,037,764	1.25	2051/7/31	0.75
30	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	580,000	15,235.30	88,364,767	15,619.68	90,594,174	0.5	2026/2/15	0.74

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
国債証券	外国	90.91
地方債証券	外国	0.59
特殊債券	外国	1.99
社債券	外国	0.41
合計		93.91

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 （円）	評価額	評価額 （円）	投資比率 （％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	買建	118	米ドル	12,598,619.28	1,899,115,870	12,680,390.92	1,911,442,127	15.65
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 2YR NOTE	買建	25	米ドル	5,143,343.95	775,307,667	5,149,219	776,193,272	6.36
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR NOTE	買建	23	米ドル	2,530,053.13	381,380,208	2,550,843.75	384,514,186	3.15
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR ULT	買建	12	米ドル	1,354,333.8	204,152,277	1,372,125	206,834,122	1.69
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US ULTRA	売建	43	米ドル	5,295,048.81	798,175,657	5,428,750	818,329,775	6.70
	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	LONG GILT	買建	5	英ポンド	473,004	90,575,536	478,400	91,608,816	0.75
	カナダ	モントリオール取引所	CAN 10Y BOND	売建	36	カナダドル	4,334,263.56	466,150,045	4,405,320	473,792,166	3.88
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BTP	売建	1	ユーロ	120,738.95	19,221,640	122,270	19,465,384	0.16
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-OAT	売建	4	ユーロ	504,677.4	80,344,642	504,920	80,383,264	0.66
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BOBL	売建	9	ユーロ	1,070,031.45	170,349,006	1,076,220	171,334,224	1.40
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST 10Y	買建	8	オーストラリアドル	891,923.26	87,444,155	904,732.24	88,699,947	0.73

（注１）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

参考情報

運用実績 (2024年11月末現在)

基準価額・純資産の推移 (2014年11月末～2024年11月末)



分配の推移 (1万口当たり、税引前)

	安定型	安定成長型	成長型
第15期(2020年11月)	0円	0円	0円
第16期(2021年11月)	0円	0円	0円
第17期(2022年11月)	0円	0円	0円
第18期(2023年11月)	0円	0円	0円
第19期(2024年11月)	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。なお、各ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

主要な資産の状況 ※比率は各ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

組入銘柄一覧

銘柄名	比率		
	安定型	安定成長型	成長型
ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	10.0%	25.1%	35.1%
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	14.9%	24.7%	39.4%
ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	5.0%	5.0%	5.0%
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	68.6%	44.3%	20.0%

※マザーファンドについては、後述の「各マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

年間収益率の推移 (暦年ベース) ※各ファンドにベンチマークはありません。



※各ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2024年は11月末までの収益率を表示しています。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

各マザーファンドの主要な資産の状況

■ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	日本	97.2%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		2.8%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.0%
2	日立製作所	株式	日本	電気機器	3.0%
3	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	2.6%
4	セブン&アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	2.6%
5	オリックス	株式	日本	その他金融業	2.4%
6	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.2%
7	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.8%
8	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	1.7%
9	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.7%
10	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	1.7%

組入上位5業種

業種	比率
電気機器	20.9%
銀行業	9.7%
機械	6.4%
輸送用機器	5.8%
情報・通信業	5.7%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	アメリカ	61.7%
	イギリス	4.8%
	スイス	3.5%
	フランス	3.0%
	台湾	2.8%
	その他	17.7%
	小計	93.6%
新株予約権証券	カナダ	0.0%
投資信託証券	アメリカ	0.4%
	オーストラリア	0.0%
	小計	0.4%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		6.0%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.2%
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	2.4%
3	META PLATFORMS INC-CLASS A	株式	アメリカ	メディア・娯楽	2.3%
4	APPLE INC	株式	アメリカ	テクノロジーハードウェアおよび機器	2.2%
5	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	1.7%
6	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.7%
7	MASTERCARD INC - A	株式	アメリカ	金融サービス	1.4%
8	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.4%
9	UNITEDHEALTH GROUP INC	株式	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	1.2%
10	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.1%

組入上位5業種

業種	比率
ソフトウェア・サービス	7.9%
銀行	7.5%
メディア・娯楽	7.2%
金融サービス	7.1%
半導体・半導体製造装置	6.3%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
●最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

各マザーファンドの主要な資産の状況

■ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	日本	55.2%
地方債証券	日本	12.3%
特殊債券	日本	7.6%
社債券	日本	9.3%
	フランス	3.1%
	その他	2.3%
	小計	14.7%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		10.1%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	第518回 名古屋市長公債(10年)	地方債証券	日本	2031/12/19	3.0%
2	第26回 東京都公債(20年)	地方債証券	日本	2032/6/18	2.5%
3	第20回 利付国債(物価連動・10年)	国債証券	日本	2025/3/10	2.2%
4	第359回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2030/6/20	2.1%
5	第24回 利付国債(物価連動・10年)	国債証券	日本	2029/3/10	2.0%
6	第172回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2029/6/20	1.9%
7	第16回 平成21年度愛知県公債(20年)	地方債証券	日本	2029/12/20	1.7%
8	第461回 利付国債(2年)	国債証券	日本	2026/6/1	1.6%
9	第167回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2029/3/20	1.5%
10	第188回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2044/3/20	1.5%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	アメリカ	41.0%
	イタリア	6.8%
	その他	43.1%
	小計	90.9%
特殊債券	国際機関	1.2%
	オーストラリア	0.8%
	小計	2.0%
地方債証券	ドイツ	0.6%
社債券	アメリカ	0.2%
	オランダ	0.1%
	その他	0.1%
	小計	0.4%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		6.1%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2029/2/28	4.8%
2	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2027/8/31	3.4%
3	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2032/5/15	3.3%
4	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2025/12/31	2.9%
5	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	イタリア	2030/6/15	2.8%
6	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2028/5/31	2.5%
7	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2034/8/15	2.5%
8	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	中国	2029/4/15	2.2%
9	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2028/2/15	2.2%
10	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2031/2/28	2.1%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
●最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、

当該規定に従うものとします。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) スwitching

・ライフポイントを構成する各ファンド間において、スイッチング（各ファンドの換金による手取り額をもって換金のお申込みと同時にライフポイントを構成する他のファンドの取得申込みを行なうこと。以下同じ。）を行なうことができます。スイッチングにより取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日¹の翌営業日の基準価額とします。ただし、販売会社によっては一部または全部のファンドのスイッチングの取扱いができない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・スイッチングに際しては、申込手数料がかかりませんが、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金²がかかりますので、ご注意ください。

¹ 取得申込不可日を除きます。

² 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が毎年12月25日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が毎年12月25日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

ラッセル・インベストメント株式会社

＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

＜ホームページアドレス＞<https://www.russellinvestments.com/jp/>

(6) 手取額

- 1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。
 税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

- 販売会社が定める単位とします。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

- 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情がある
と委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことができます。
- ・解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約請求を撤回
できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の
基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約
請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

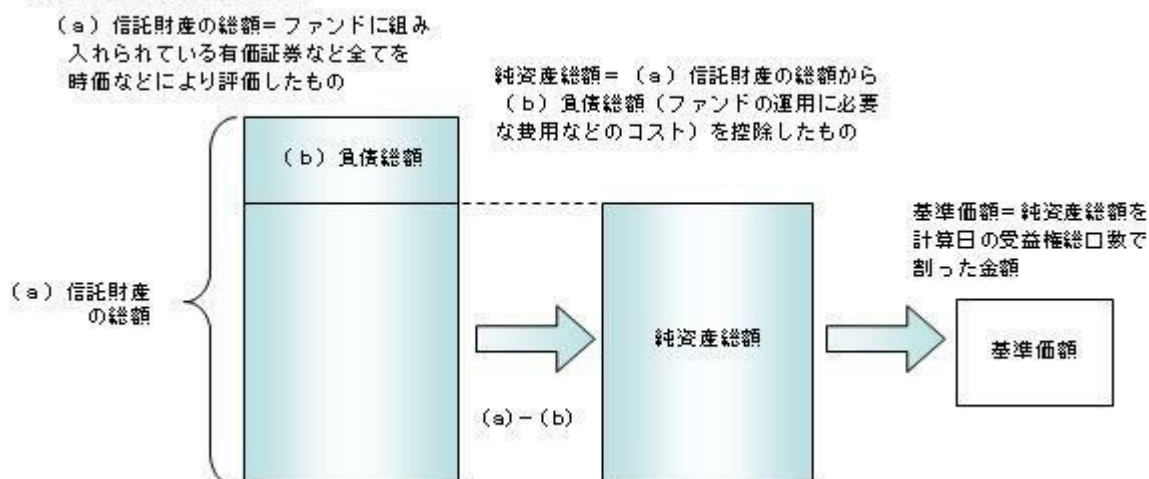
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を
評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総
口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがありま
す。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

^{*} 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

ラッセル・インベストメント株式会社

< 電話番号 > 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

< ホームページアドレス > <https://www.russellinvestments.com/jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2006年4月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年11月19日から翌年11月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）信託契約の一部を解約することにより、当初設定から１年経過後、各ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- ３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- ４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

 - ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

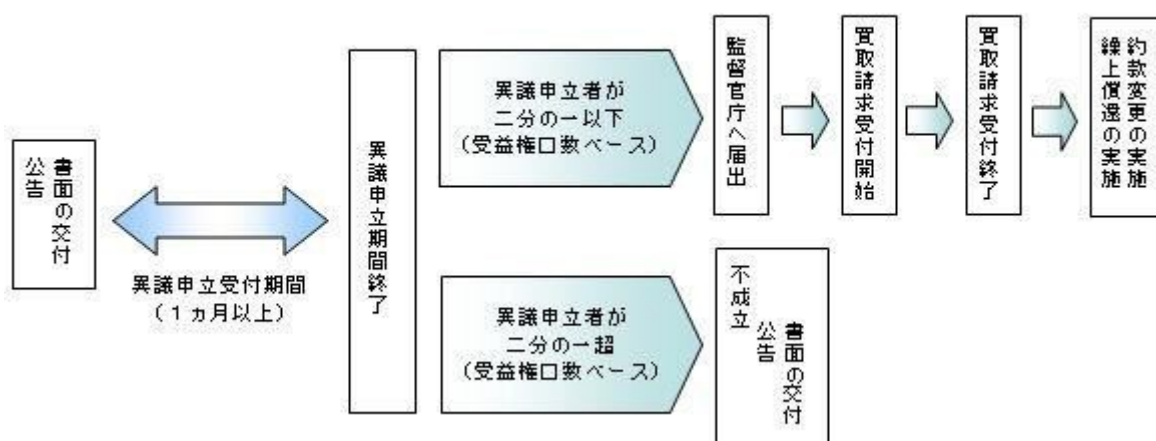
信託約款の変更

 - １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - ３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - ４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

 - １）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - ２）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - ３）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.russellinvestments.com/jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.russellinvestments.com/jp/>

関係法人との契約について

- ・委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ・委託会社と外部委託先運用会社との間で締結される外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する投資顧問契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は各ファンドの償還日に終了するものとします。
- ・委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結された、各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は各マザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2023年11月21日から2024年11月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,474,807	2,749,530
親投資信託受益証券	560,685,970	444,077,837
派生商品評価勘定	-	242,565
未収入金	309,697	16,627
未収利息	-	8
流動資産合計	564,470,474	447,086,567
資産合計	564,470,474	447,086,567
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,111,755	6,710,390
未払金	5,365,779	-
未払解約金	213,082	26,175
未払受託者報酬	315,351	250,523
未払委託者報酬	3,216,518	2,555,264
未払利息	10	-
その他未払費用	130	-
流動負債合計	10,222,625	9,542,352
負債合計	10,222,625	9,542,352
純資産の部		
元本等		
元本	366,736,714	277,814,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	187,511,135	159,730,081
（ 分配準備積立金 ）	51,068,739	44,865,240
元本等合計	554,247,849	437,544,215
純資産合計	554,247,849	437,544,215
負債純資産合計	564,470,474	447,086,567

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
営業収益		
受取利息	-	777
有価証券売買等損益	66,598,624	56,456,653
為替差損益	54,806,266	27,229,398
営業収益合計	11,792,358	29,228,032
営業費用		
支払利息	1,462	396
受託者報酬	639,855	542,331
委託者報酬	6,526,388	5,531,669
その他費用	6,600	5,960
営業費用合計	7,174,305	6,080,356
営業利益又は営業損失（ ）	4,618,053	23,147,676
経常利益又は経常損失（ ）	4,618,053	23,147,676
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,618,053	23,147,676
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	625,214	6,169,983
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	197,301,213	187,511,135
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,570,190	9,910,626
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,570,190	9,910,626
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,353,107	54,669,373
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,353,107	54,669,373
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	187,511,135	159,730,081

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1. 期首元本額	394,429,187円	366,736,714円
期中追加設定元本額	24,980,865円	17,732,635円
期中一部解約元本額	52,673,338円	106,655,215円
2. 計算期間末日における受益権の総数	366,736,714口	277,814,134口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日			第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,483,171円	費用控除後の配当等収益額	A	8,171,960円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	196,129,926円	収益調整金額	C	150,609,503円
分配準備積立金額	D	45,585,568円	分配準備積立金額	D	36,693,280円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	247,198,665円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	195,474,743円
当ファンドの期末残存口数	F	366,736,714口	当ファンドの期末残存口数	F	277,814,134口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,740.48円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	7,036.16円
1万口当たり分配金額	H	0円	1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。			2. 同左		

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。

3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。
------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	58,869,743	38,029,356
合計	58,869,743	38,029,356

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第18期（2023年11月20日現在）

（単位：円）

--	--	--	--

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	378,718,399	-	379,830,154	1,111,755
	米ドル	215,016,486	-	215,389,470	372,984
	カナダドル	7,438,790	-	7,450,908	12,118
	ユーロ	131,054,143	-	131,676,331	622,188
	英ポンド	18,855,282	-	18,936,866	81,584
	オーストラリアドル	6,353,698	-	6,376,579	22,881
合計		378,718,399	-	379,830,154	1,111,755

第19期（2024年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	25,710,911	-	25,826,470	115,559
	米ドル	16,151,166	-	16,382,869	231,703
	カナダドル	331,045	-	330,787	258
	ユーロ	6,950,923	-	6,861,369	89,554
	英ポンド	1,870,373	-	1,846,145	24,228
	オーストラリアドル	407,404	-	405,300	2,104
	売建	333,956,385	-	340,539,769	6,583,384
	米ドル	199,435,460	-	205,741,977	6,306,517
	カナダドル	6,378,920	-	6,456,952	78,032
	ユーロ	104,980,765	-	105,172,668	191,903
	英ポンド	17,879,604	-	17,895,557	15,953
	オーストラリアドル	5,281,636	-	5,272,615	9,021
合計		359,667,296	-	366,366,239	6,467,825

（注）1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5113円 (15,113円)	1.5750円 (15,750円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	9,463,443	43,317,963	
	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	7,998,810	65,294,286	
	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	16,070,363	21,905,511	
	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	73,212,094	313,560,077	
合計		106,744,710	444,077,837	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,406,405	15,102,182
親投資信託受益証券	2,379,781,243	2,485,279,808
派生商品評価勘定	-	789,419
未収入金	5,394,608	2,391,858
未収利息	-	45
流動資産合計	2,399,582,256	2,503,563,312
資産合計	2,399,582,256	2,503,563,312
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,101,396	22,999,339
未払金	14,562,222	-
未払解約金	4,969,386	2,391,858
未払受託者報酬	1,285,135	1,347,135
未払委託者報酬	13,365,344	14,010,164
未払利息	43	-
その他未払費用	537	-
流動負債合計	37,284,063	40,748,496
負債合計	37,284,063	40,748,496
純資産の部		
元本等		
元本	1,223,499,039	1,156,972,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,138,799,154	1,305,842,675
（ 分配準備積立金 ）	325,307,218	476,577,598
元本等合計	2,362,298,193	2,462,814,816
純資産合計	2,362,298,193	2,462,814,816
負債純資産合計	2,399,582,256	2,503,563,312

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
営業収益		
受取利息	-	4,264
有価証券売買等損益	329,807,078	345,241,699
為替差損益	138,467,230	80,538,402
営業収益合計	191,339,848	264,707,561
営業費用		
支払利息	5,395	1,967
受託者報酬	2,434,964	2,661,879
委託者報酬	25,323,508	27,683,452
その他費用	8,383	6,059
営業費用合計	27,772,250	30,353,357
営業利益又は営業損失（ ）	163,567,598	234,354,204
経常利益又は経常損失（ ）	163,567,598	234,354,204
当期純利益又は当期純損失（ ）	163,567,598	234,354,204
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,918,804	23,286,400
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	895,763,656	1,138,799,154
剰余金増加額又は欠損金減少額	209,980,366	158,868,795
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	209,980,366	158,868,795
剰余金減少額又は欠損金増加額	119,593,662	202,893,078
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	119,593,662	202,893,078
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,138,799,154	1,305,842,675

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1. 期首元本額	1,126,919,034円	1,223,499,039円
期中追加設定元本額	246,329,348円	150,360,044円
期中一部解約元本額	149,749,343円	216,886,942円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,223,499,039口	1,156,972,141口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日			第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,765,139円	費用控除後の配当等収益額	A	49,507,892円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	156,295,349円
収益調整金額	C	908,503,214円	収益調整金額	C	896,411,098円
分配準備積立金額	D	283,542,079円	分配準備積立金額	D	270,774,357円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,233,810,432円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,372,988,696円
当ファンドの期末残存口数	F	1,223,499,039口	当ファンドの期末残存口数	F	1,156,972,141口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	10,084.26円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	11,867.05円
1万口当たり分配金額	H	0円	1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。			2. 同左		

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。

3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。
------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	298,883,420	292,392,958
合計	298,883,420	292,392,958

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連

第18期（2023年11月20日現在）

（単位：円）

--	--	--	--

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,030,989,157	-	1,034,090,553	3,101,396
	米ドル	585,362,741	-	586,437,520	1,074,779
	カナダドル	20,252,209	-	20,285,201	32,992
	ユーロ	356,746,108	-	358,455,338	1,709,230
	英ポンド	51,330,218	-	51,552,317	222,099
	オーストラリアドル	17,297,881	-	17,360,177	62,296
	合計	1,030,989,157	-	1,034,090,553	3,101,396

第19期（2024年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	70,531,788	-	71,016,595	484,807
	米ドル	46,518,628	-	47,275,888	757,260
	カナダドル	843,420	-	844,496	1,076
	ユーロ	16,351,647	-	16,148,036	203,611
	英ポンド	5,650,418	-	5,585,180	65,238
	オーストラリアドル	1,167,675	-	1,162,995	4,680
	売建	1,147,904,179	-	1,170,598,906	22,694,727
	米ドル	687,153,804	-	708,883,851	21,730,047
	カナダドル	21,979,412	-	22,248,282	268,870
	ユーロ	358,967,295	-	359,639,222	671,927
	英ポンド	61,605,387	-	61,660,353	54,966
	オーストラリアドル	18,198,281	-	18,167,198	31,083
	合計	1,218,435,967	-	1,241,615,501	22,209,920

（注）1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9308円 (19,308円)	2.1287円 (21,287円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	136,672,797	625,606,060	
	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	78,206,505	638,399,700	
	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	88,562,068	120,718,954	
	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	256,964,929	1,100,555,094	
合計		560,406,299	2,485,279,808	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,248,014	5,844,171
親投資信託受益証券	835,733,746	933,456,624
派生商品評価勘定	-	45,681
未収入金	2,022,515	1,629,568
未収利息	-	17
流動資産合計	843,004,275	940,976,061
資産合計	843,004,275	940,976,061
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	501,192	3,753,242
未払金	2,291,354	-
未払解約金	1,910,192	1,629,568
未払受託者報酬	455,460	507,995
未払委託者報酬	4,873,337	5,435,460
未払利息	15	-
その他未払費用	189	-
流動負債合計	10,031,739	11,326,265
負債合計	10,031,739	11,326,265
純資産の部		
元本等		
元本	347,572,610	332,429,896
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	485,399,926	597,219,900
（分配準備積立金）	243,870,449	331,813,343
元本等合計	832,972,536	929,649,796
純資産合計	832,972,536	929,649,796
負債純資産合計	843,004,275	940,976,061

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
営業収益		
受取利息	-	1,393
有価証券売買等損益	137,684,438	156,352,212
為替差損益	21,741,631	12,776,462
営業収益合計	115,942,807	143,577,143
営業費用		
支払利息	1,848	528
受託者報酬	854,970	977,161
委託者報酬	9,148,009	10,455,524
その他費用	6,839	5,972
営業費用合計	10,011,666	11,439,185
営業利益又は営業損失（ ）	105,931,141	132,137,958
経常利益又は経常損失（ ）	105,931,141	132,137,958
当期純利益又は当期純損失（ ）	105,931,141	132,137,958
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,880,692	8,956,697
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	384,326,027	485,399,926
剰余金増加額又は欠損金減少額	77,659,767	62,235,489
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,659,767	62,235,489
剰余金減少額又は欠損金増加額	73,636,317	73,596,776
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	73,636,317	73,596,776
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	485,399,926	597,219,900

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1. 期首元本額	350,827,386円	347,572,610円
期中追加設定元本額	63,526,775円	37,215,816円
期中一部解約元本額	66,781,551円	52,358,530円
2. 計算期間末日における受益権の総数	347,572,610口	332,429,896口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日			第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,910,813円	費用控除後の配当等収益額	A	17,160,369円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	64,183,180円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	106,020,892円
収益調整金額	C	257,645,151円	収益調整金額	C	271,134,397円
分配準備積立金額	D	164,776,456円	分配準備積立金額	D	208,632,082円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	501,515,600円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	602,947,740円
当ファンドの期末残存口数	F	347,572,610口	当ファンドの期末残存口数	F	332,429,896口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	14,429.06円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	18,137.57円
1万口当たり分配金額	H	0円	1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。			2. 同左		

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。 デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。

3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。
------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	123,864,061	139,987,440
合計	123,864,061	139,987,440

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第18期（2023年11月20日現在）

（単位：円）

--	--	--	--

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	161,327,395	-	161,828,587	501,192
	米ドル	91,596,784	-	91,785,870	189,086
	カナダドル	3,169,458	-	3,174,621	5,163
	ユーロ	55,822,947	-	56,085,391	262,444
	英ポンド	8,031,473	-	8,066,224	34,751
	オーストラリアドル	2,706,733	-	2,716,481	9,748
合計		161,327,395	-	161,828,587	501,192

第19期（2024年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,668,013	-	3,699,072	31,059
	米ドル	2,924,974	-	2,965,532	40,558
	ユーロ	157,136	-	154,487	2,649
	英ポンド	518,836	-	512,169	6,667
	オーストラリアドル	67,067	-	66,884	183
	売建	189,199,222	-	192,937,842	3,738,620
	米ドル	113,247,095	-	116,827,949	3,580,854
	カナダドル	3,639,241	-	3,683,583	44,342
	ユーロ	59,160,313	-	59,269,800	109,487
	英ポンド	10,153,709	-	10,162,769	9,060
	オーストラリアドル	2,998,864	-	2,993,741	5,123
合計		192,867,235	-	196,636,914	3,707,561

（注）1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区分	第18期 2023年11月20日現在	第19期 2024年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3965円 (23,965円)	2.7965円 (27,965円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	71,343,948	326,569,787	
	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	45,532,162	371,679,038	
	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	34,066,317	46,435,796	
	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	44,075,744	188,772,003	
合計		195,018,171	933,456,624	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考）

「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型」、「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型」及び「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型」は、「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」及び「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	754,632	787,056
コール・ローン	1,211,622,425	740,736,415
株式	35,161,410,030	38,557,934,170
派生商品評価勘定	24,485,535	35,468,373
未収配当金	311,021,874	370,846,871
未収利息	-	2,232
差入委託証拠金	58,621,607	24,831,620
流動資産合計	36,767,916,103	39,730,606,737
資産合計	36,767,916,103	39,730,606,737
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,671,838	104,800
未払解約金	20,103,961	15,156,054
未払利息	3,618	-

その他未払費用	46,147	-
流動負債合計	26,825,564	15,260,854
負債合計	26,825,564	15,260,854
純資産の部		
元本等		
元本	9,530,113,735	8,676,448,489
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	27,210,976,804	31,038,897,394
元本等合計	36,741,090,539	39,715,345,883
純資産合計	36,741,090,539	39,715,345,883
負債純資産合計	36,767,916,103	39,730,606,737

（注）「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2023年11月20日及び2024年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,658,364,643円	9,530,113,735円
期中追加設定元本額	981,157,000円	911,007,246円
期中一部解約元本額	2,109,407,908円	1,764,672,492円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠ - 2（適格機関投資家限定）	4,454,809,493円	3,862,857,038円
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	1,555,611,992円	1,390,139,274円
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（DC向け）	2,798,529,053円	2,736,360,052円

ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネー ジャーF	479,000,115円	469,611,937円
ラッセル・インベストメント・グローバル・ balan ス 安定型	14,281,320円	9,463,443円
ラッセル・インベストメント・グローバル・ balan ス 安定成長型	152,850,656円	136,672,797円
ラッセル・インベストメント・グローバル・ balan ス 成長型	75,031,106円	71,343,948円
計	9,530,113,735円	8,676,448,489円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日におけ る受益権の総数	9,530,113,735口	8,676,448,489口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等でありま す。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、 流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引が含まれております。デ リバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変 動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品 に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・ 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リ スク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託 先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。 外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全 般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グルー プ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パ フォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リ スク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・ 上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管 理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれら の差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対 象ファンドの計算期間末日の時価で計上 しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有 価証券及びデリバティブ取引等に関す る事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の 金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の 金融商品については、短期間で決済さ れ、時価は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価としておりま す。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する 注記）」の「有価証券の評価基準及び評 価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注 記）」の「取引の時価等に関する事項」 に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の 金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
---------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,797,935,986	54,224,962
合計	3,797,935,986	54,224,962

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（2023年11月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,450,891,903	-	1,468,780,000	17,888,097
合計		1,450,891,903	-	1,468,780,000	17,888,097

（2024年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,015,249,627	-	1,050,660,000	35,410,373
合計		1,015,249,627	-	1,050,660,000	35,410,373

（注）1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.8553円 (38,553円)	4.5774円 (45,774円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式
次表の通りです。

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッスイ	8,100	916	7,422,840	
I N P E X	26,200	2,040	53,461,100	
石油資源開発	8,500	1,104	9,384,000	
ミライト・ワン	2,800	2,161	6,052,200	
安藤・間	5,200	1,181	6,141,200	
コムシスホールディングス	2,300	3,301	7,592,300	
大成建設	9,000	6,746	60,714,000	
大林組	32,200	2,047	65,929,500	
清水建設	59,100	1,196	70,683,600	
長谷工コーポレーション	5,200	1,884	9,799,400	
鹿島建設	36,600	2,696	98,691,900	
西松建設	1,300	5,060	6,578,000	
奥村組	1,900	3,945	7,495,500	
戸田建設	6,600	984	6,495,060	
五洋建設	43,300	618	26,798,370	
住友林業	42,200	5,448	229,905,600	
大和ハウス工業	3,600	4,652	16,747,200	
積水ハウス	3,900	3,556	13,868,400	
関電工	4,700	2,290	10,765,350	
きんでん	2,600	3,153	8,197,800	
エクシオグループ	3,800	1,680	6,384,000	
九電工	1,000	5,266	5,266,000	
日揮ホールディングス	121,300	1,275	154,657,500	
インフロニア・ホールディングス	3,000	1,209	3,628,500	
江崎グリコ	1,200	4,210	5,052,000	
寿スピリッツ	11,000	2,000	22,000,000	
カルビー	1,100	3,057	3,362,700	
ヤクルト本社	17,700	2,974	52,639,800	
明治ホールディングス	3,700	3,263	12,073,100	
日本ハム	1,300	5,030	6,539,000	
アサヒグループホールディングス	7,800	1,656	12,920,700	
麒麟ホールディングス	223,200	2,111	471,175,200	
宝ホールディングス	5,000	1,211	6,057,500	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	3,100	2,393	7,419,850	
ライフドリンク カンパニー	8,800	2,333	20,530,400	
サントリー食品インターナショナル	1,600	5,050	8,080,000	
味の素	17,900	6,137	109,852,300	
キューピー	1,400	3,574	5,003,600	

ハウス食品グループ本社	1,700	2,867	4,873,900	
カゴメ	1,000	3,000	3,000,000	
やまみ	7,100	3,540	25,134,000	
ニチレイ	1,900	4,030	7,657,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	13,300	1,425	18,952,500	
日清食品ホールディングス	1,400	3,826	5,356,400	
日本たばこ産業	7,200	4,170	30,024,000	
東洋紡	5,800	944	5,475,200	
帝人	5,800	1,331	7,719,800	
東レ	705,500	906	639,324,100	
王子ホールディングス	464,500	553	257,286,550	
レンゴー	8,300	904	7,504,030	
クラレ	2,800	1,991	5,574,800	
旭化成	411,800	1,101	453,597,700	
レゾナック・ホールディングス	72,200	3,721	268,656,200	
住友化学	36,100	380	13,732,440	
クレハ	1,200	2,715	3,258,000	
東ソー	9,200	2,043	18,795,600	
トクヤマ	1,500	2,637	3,955,500	
デンカ	3,300	2,049	6,763,350	
信越化学工業	112,000	5,625	630,000,000	
エア・ウォーター	4,500	1,878	8,453,250	
日本触媒	2,400	1,862	4,470,000	
カネカ	2,000	3,435	6,870,000	
三菱瓦斯化学	5,000	2,741	13,705,000	
三井化学	31,500	3,421	107,761,500	
東京応化工業	21,200	3,535	74,942,000	
三菱ケミカルグループ	24,100	834	20,109,040	
積水化学工業	44,400	2,350	104,362,200	
アイカ工業	1,700	3,352	5,698,400	
U B E	5,000	2,308	11,542,500	
日本化薬	4,400	1,234	5,429,600	
A D E K A	2,200	2,808	6,177,600	
日油	3,900	2,314	9,024,600	
花王	54,500	6,329	344,930,500	
D I C	1,500	3,262	4,893,000	
富士フイルムホールディングス	42,800	3,303	141,368,400	
ライオン	2,100	1,746	3,667,650	
ファンケル	2,200	2,793	6,144,600	
日東電工	44,600	2,435	108,623,300	
ユニ・チャーム	1,700	3,957	6,726,900	
協和キリン	1,900	2,573	4,888,700	
武田薬品工業	34,000	4,190	142,460,000	

アステラス製薬	126,700	1,614	204,557,150	
塩野義製薬	7,200	2,070	14,907,600	
日本新薬	21,600	4,069	87,890,400	
中外製薬	900	6,427	5,784,300	
ロート製薬	39,700	2,707	107,467,900	
小野薬品工業	5,900	1,792	10,572,800	
第一三共	34,700	4,466	154,970,200	
大塚ホールディングス	17,800	8,758	155,892,400	
ペプチドリーム	45,000	2,574	115,852,500	
出光興産	18,700	1,006	18,821,550	
E N E O Sホールディングス	71,300	795	56,712,020	
コスモエネルギーホールディングス	1,500	6,646	9,969,000	
横浜ゴム	2,700	3,060	8,262,000	
ブリヂストン	2,500	5,417	13,542,500	
住友ゴム工業	3,600	1,773	6,384,600	
A G C	42,500	4,701	199,792,500	
日本電気硝子	2,400	3,370	8,088,000	
住友大阪セメント	2,300	3,260	7,498,000	
太平洋セメント	3,000	3,405	10,215,000	
T O T O	2,000	4,104	8,208,000	
日本碍子	4,300	2,009	8,638,700	
日本特殊陶業	3,100	4,765	14,771,500	
M A R U W A	3,800	45,360	172,368,000	
ニチアス	1,800	5,901	10,621,800	
日本製鉄	41,500	3,165	131,347,500	
神戸製鋼所	10,600	1,633	17,309,800	
J F Eホールディングス	11,300	1,754	19,825,850	
大和工業	1,100	8,129	8,941,900	
丸一鋼管	1,100	3,290	3,619,000	
大同特殊鋼	5,000	1,185	5,927,500	
日本軽金属ホールディングス	4,300	1,520	6,536,000	
三井金属鉱業	11,700	4,618	54,030,600	
三菱マテリアル	3,200	2,433	7,787,200	
住友金属鉱山	31,300	3,785	118,470,500	
D O W Aホールディングス	1,000	4,642	4,642,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	20,300	1,936	39,300,800	
U A C J	8,100	5,630	45,603,000	
古河電気工業	1,400	5,938	8,313,200	
住友電気工業	59,400	2,815	167,240,700	
フジクラ	15,600	5,272	82,243,200	
S W C C	4,300	7,330	31,519,000	
A R Eホールディングス	2,700	1,785	4,819,500	
S U M C O	170,100	1,270	216,027,000	

東洋製罐グループホールディングス	3,000	2,224	6,673,500	
L I X I L	4,400	1,763	7,757,200	
リンナイ	900	3,176	2,858,400	
日本発條	4,400	1,794	7,893,600	
日本製鋼所	22,800	5,826	132,832,800	
三浦工業	11,300	3,649	41,233,700	
アマダ	9,200	1,454	13,376,800	
F U J I	2,600	2,220	5,772,000	
牧野フライス製作所	600	6,470	3,882,000	
オーエスジー	3,000	1,789	5,367,000	
D M G 森精機	8,600	2,779	23,903,700	
ディスコ	2,300	42,420	97,566,000	
エヌ・ピー・シー	98,600	887	87,458,200	
三井海洋開発	36,800	3,300	121,440,000	
S M C	1,300	67,080	87,204,000	
小松製作所	2,200	4,071	8,956,200	
住友重機械工業	3,500	3,208	11,228,000	
ローツェ	14,000	1,841	25,774,000	
クボタ	134,900	1,955	263,796,950	
ダイキン工業	24,100	18,565	447,416,500	
椿本チエイン	2,700	1,934	5,221,800	
平和	1,200	2,144	2,572,800	
S A N K Y O	3,500	2,135	7,472,500	
グローリー	1,100	2,627	2,890,250	
セガサミーホールディングス	20,000	2,667	53,340,000	
ホシザキ	1,900	5,954	11,312,600	
日本精工	11,200	664	7,441,280	
N T N	10,100	242	2,448,240	
ジェイテクト	6,200	1,061	6,578,200	
T H K	31,400	3,272	102,740,800	
マキタ	42,700	4,535	193,644,500	
三井E & S	155,200	1,402	217,590,400	
カナデビア	64,700	950	61,465,000	
三菱重工業	139,500	2,331	325,244,250	
日清紡ホールディングス	3,100	887	2,752,490	
コニカミノルタ	11,300	686	7,761,970	
日立製作所	323,800	3,875	1,254,725,000	
三菱電機	35,700	2,671	95,372,550	
富士電機	4,300	8,486	36,489,800	
安川電機	24,000	4,215	101,160,000	
シンフォニアテクノロジー	18,800	6,060	113,928,000	
湖北工業	11,300	3,215	36,329,500	
ソシオネクスト	69,000	2,346	161,874,000	

マブチモーター	2,200	2,232	4,910,400	
ニデック	170,400	2,740	466,981,200	
J V C ケンウッド	6,000	1,557	9,345,000	
オムロン	64,900	5,119	332,223,100	
日本電気	24,800	12,435	308,388,000	
富士通	37,800	2,786	105,310,800	
ルネサスエレクトロニクス	181,400	1,998	362,437,200	
パナソニック ホールディングス	194,600	1,483	288,689,100	
ソニーグループ	378,300	2,917	1,103,690,250	
T D K	62,000	1,953	121,117,000	
アルプスアルパイン	6,800	1,527	10,387,000	
フォスター電機	9,200	1,718	15,805,600	
ヒロセ電機	15,100	17,805	268,855,500	
日本光電工業	3,000	2,195	6,586,500	
キーエンス	7,900	65,080	514,132,000	
スタンレー電気	30,800	2,586	79,648,800	
ウシオ電機	45,600	2,060	93,936,000	
ファナック	131,800	4,059	534,976,200	
ローム	50,300	1,448	72,859,550	
浜松ホトニクス	27,800	1,693	47,065,400	
京セラ	272,400	1,479	402,879,600	
太陽誘電	33,400	2,176	72,678,400	
村田製作所	214,800	2,608	560,198,400	
小糸製作所	98,200	1,914	188,003,900	
S C R E E Nホールディングス	5,900	9,342	55,117,800	
キャノン	39,100	4,982	194,796,200	
リコー	13,900	1,643	22,837,700	
東京エレクトロン	19,700	21,945	432,316,500	
豊田自動織機	15,000	11,315	169,725,000	
デンソー	26,400	2,265	59,809,200	
川崎重工業	1,000	6,245	6,245,000	
名村造船所	16,400	1,710	28,044,000	
日産自動車	50,600	429	21,722,580	
トヨタ自動車	221,300	2,676	592,198,800	
日野自動車	5,700	397	2,266,890	
三菱自動車工業	14,500	453	6,571,400	
N O K	1,800	2,263	4,073,400	
アイシン	279,800	1,616	452,156,800	
マツダ	18,100	1,030	18,643,000	
本田技研工業	447,300	1,361	608,998,950	
スズキ	93,300	1,640	153,012,000	
S U B A R U	36,900	2,453	90,515,700	
ヤマハ発動機	48,600	1,360	66,120,300	

豊田合成	1,600	2,557	4,091,200	
テイ・エス テック	2,000	1,703	3,407,000	
テルモ	5,900	3,044	17,959,600	
島津製作所	16,200	4,256	68,947,200	
長野計器	14,700	2,566	37,720,200	
ニコン	75,500	1,831	138,240,500	
オリンパス	84,200	2,487	209,405,400	
タムロン	4,000	4,330	17,320,000	
H O Y A	7,800	19,980	155,844,000	
シチズン時計	4,900	902	4,419,800	
フルヤ金属	4,400	3,505	15,422,000	
バンダイナムコホールディングス	3,000	3,293	9,879,000	
タカラトミー	18,200	4,041	73,546,200	
T O P P A Nホールディングス	3,600	4,093	14,734,800	
大日本印刷	4,400	2,440	10,738,200	
任天堂	5,300	8,200	43,460,000	
コクヨ	2,300	2,760	6,348,000	
中部電力	3,500	1,714	5,999,000	
関西電力	42,300	1,972	83,415,600	
中国電力	4,000	1,038	4,154,000	
北陸電力	5,700	950	5,417,850	
東北電力	10,200	1,319	13,453,800	
九州電力	6,500	1,540	10,010,000	
北海道電力	3,300	892	2,945,910	
電源開発	1,900	2,639	5,015,050	
東京瓦斯	9,000	3,830	34,470,000	
大阪瓦斯	115,100	3,288	378,448,800	
京成電鉄	19,300	4,048	78,126,400	
東日本旅客鉄道	148,100	2,911	431,193,150	
東海旅客鉄道	52,900	3,171	167,745,900	
西武ホールディングス	25,100	3,580	89,858,000	
阪急阪神ホールディングス	1,900	3,982	7,565,800	
南海電気鉄道	1,800	2,513	4,523,400	
名古屋鉄道	2,900	1,784	5,175,050	
ヤマトホールディングス	114,300	1,624	185,623,200	
山九	1,800	5,288	9,518,400	
ニッコンホールディングス	4,000	1,943	7,774,000	
セイノーホールディングス	3,000	2,443	7,330,500	
九州旅客鉄道	3,300	3,877	12,794,100	
N I P P O N E X P R E S Sホールディン	17,100	7,416	126,813,600	
日本郵船	8,300	5,073	42,105,900	
商船三井	8,800	5,531	48,672,800	
川崎汽船	5,600	2,173	12,171,600	

A N Aホールディングス	3,300	2,889	9,535,350	
三菱倉庫	10,000	1,037	10,375,000	
上組	2,800	3,440	9,632,000	
N E C ネットズエスアイ	2,400	3,315	7,956,000	
デジタルアーツ	4,300	5,790	24,897,000	
日鉄ソリューションズ	11,600	4,287	49,729,200	
野村総合研究所	4,100	4,535	18,593,500	
フジ・メディア・ホールディングス	4,200	1,674	7,030,800	
オービック	3,500	4,995	17,482,500	
大塚商会	49,900	3,658	182,534,200	
A C C E S S	38,400	1,295	49,728,000	
T B Sホールディングス	2,400	3,694	8,865,600	
日本テレビホールディングス	2,300	2,256	5,188,800	
日本電信電話	4,406,800	155	683,935,360	
K D D I	8,000	5,023	40,184,000	
ソフトバンク	182,000	194	35,399,000	
光通信	3,100	32,960	102,176,000	
東宝	1,900	5,961	11,325,900	
N T T データグループ	116,000	2,766	320,914,000	
S C S K	2,500	2,933	7,333,750	
富士ソフト	800	9,530	7,624,000	
ソフトバンクグループ	66,100	8,734	577,317,400	
円谷フィールズホールディングス	30,700	2,176	66,803,200	
双日	7,400	3,086	22,836,400	
アルフレッサ ホールディングス	8,800	2,237	19,685,600	
神戸物産	22,600	3,587	81,066,200	
メディバルホールディングス	5,500	2,449	13,469,500	
伊藤忠商事	21,000	7,820	164,220,000	
丸紅	6,900	2,392	16,504,800	
長瀬産業	2,200	3,189	7,015,800	
豊田通商	46,500	2,705	125,782,500	
兼松	2,400	2,705	6,492,000	
三井物産	99,800	3,225	321,855,000	
住友商事	8,500	3,253	27,650,500	
三菱商事	192,100	2,664	511,754,400	
キヤノンマーケティングジャパン	1,600	4,799	7,678,400	
岩谷産業	4,800	1,913	9,182,400	
稲畑産業	2,000	3,320	6,640,000	
東邦ホールディングス	2,000	4,190	8,380,000	
サンリオ	38,300	4,650	178,095,000	
加藤産業	1,100	4,400	4,840,000	
因幡電機産業	1,600	3,830	6,128,000	
スズケン	12,100	4,766	57,668,600	

エディオン	4,000	1,826	7,304,000	
D C Mホールディングス	6,000	1,421	8,526,000	
J . フロント リテイリング	3,000	1,709	5,127,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	3,300	2,101	6,933,300	
物語コーポレーション	5,700	3,465	19,750,500	
三越伊勢丹ホールディングス	28,800	2,273	65,462,400	
ウエルシアホールディングス	2,100	1,900	3,991,050	
コスモス薬品	13,000	7,031	91,403,000	
セブン&アイ・ホールディングス	435,500	2,440	1,062,620,000	
ツルハホールディングス	600	8,257	4,954,200	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	57,200	3,725	213,070,000	
サイゼリヤ	12,900	5,200	67,080,000	
スギホールディングス	3,900	2,598	10,132,200	
しまむら	1,000	8,075	8,075,000	
高島屋	6,200	1,215	7,533,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	5,600	2,048	11,471,600	
イオン	2,600	3,739	9,721,400	
イズミ	1,600	3,204	5,126,400	
ヤオコー	700	9,411	6,587,700	
ケーズホールディングス	4,100	1,409	5,778,950	
ギフトホールディングス	7,800	3,415	26,637,000	
ヤマダホールディングス	40,200	467	18,789,480	
ニトリホールディングス	4,800	17,675	84,840,000	
ファーストリテイリング	3,200	49,460	158,272,000	
サンドラッグ	2,100	3,496	7,341,600	
しずおかフィナンシャルグループ	116,100	1,368	158,824,800	
楽天銀行	31,800	3,954	125,737,200	
住信S B I ネット銀行	20,500	2,896	59,368,000	
めぶきフィナンシャルグループ	25,600	642	16,450,560	
九州フィナンシャルグループ	83,300	737	61,392,100	
ゆうちょ銀行	172,600	1,447	249,752,200	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	309,500	882	273,226,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	11,300	1,954	22,080,200	
ひろぎんホールディングス	13,900	1,130	15,707,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	495,300	1,810	896,740,650	
りそなホールディングス	215,500	1,200	258,600,000	
三井住友トラストグループ	155,400	3,634	564,723,600	
三井住友フィナンシャルグループ	221,600	3,558	788,452,800	
千葉銀行	13,500	1,200	16,200,000	
七十七銀行	4,800	4,354	20,899,200	
セブン銀行	17,300	334	5,778,200	
みずほフィナンシャルグループ	76,700	3,742	287,011,400	
北洋銀行	56,600	435	24,621,000	

S B Iホールディングス	4,000	3,474	13,896,000	
ジャフコ グループ	1,900	2,032	3,861,750	
大和証券グループ本社	23,300	1,018	23,719,400	
野村ホールディングス	233,100	925	215,640,810	
スパークス・グループ	17,200	1,331	22,893,200	
かんぽ生命保険	27,900	3,026	84,425,400	
S O M P Oホールディングス	61,300	3,481	213,385,300	
M S & A Dインシュアランスグループホール	87,000	3,647	317,289,000	
第一生命ホールディングス	33,500	3,896	130,516,000	
東京海上ホールディングス	118,500	5,914	700,809,000	
T & Dホールディングス	14,600	2,469	36,047,400	
全国保証	600	5,390	3,234,000	
クレディセゾン	41,300	3,370	139,181,000	
芙蓉総合リース	500	11,135	5,567,500	
みずほリース	5,000	1,030	5,150,000	
東京センチュリー	4,000	1,481	5,926,000	
アイフル	85,400	302	25,790,800	
イオンフィナンシャルサービス	6,700	1,230	8,244,350	
オリックス	289,800	3,336	966,772,800	
三菱H C キャピタル	28,200	1,022	28,820,400	
日本取引所グループ	85,000	1,821	154,827,500	
大東建託	600	17,280	10,368,000	
ヒューリック	59,200	1,438	85,159,200	
野村不動産ホールディングス	5,500	3,764	20,702,000	
東急不動産ホールディングス	14,400	951	13,703,040	
飯田グループホールディングス	7,100	2,250	15,975,000	
霞ヶ関キャピタル	4,400	12,750	56,100,000	
三井不動産	158,700	1,269	201,390,300	
三菱地所	203,900	2,094	426,966,600	
東京建物	2,100	2,630	5,523,000	
住友不動産	15,400	4,556	70,162,400	
レオパレス 2 1	45,100	502	22,640,200	
オープンアップグループ	45,400	1,811	82,219,400	
タイミー	11,000	993	10,923,000	
総合警備保障	7,700	1,066	8,212,050	
ディップ	24,000	2,517	60,408,000	
エムスリー	42,900	1,320	56,628,000	
オリエンタルランド	2,000	3,650	7,300,000	
ラウンドワン	64,300	1,048	67,386,400	
ユー・エス・エス	2,600	1,347	3,502,200	
楽天グループ	32,600	881	28,723,860	
リクルートホールディングス	100,300	9,692	972,107,600	
日本郵政	112,400	1,486	167,026,400	

ポート	9,900	1,711	16,938,900	
I N F O R I C H	8,700	5,190	45,153,000	
セコム	3,400	5,172	17,584,800	
メイテックグループホールディングス	1,800	2,866	5,158,800	
合計	19,798,800		38,557,934,170	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
預金	838,402,796	924,117,596
コール・ローン	3,237,522,412	3,168,713,471
株式	63,825,200,813	84,708,581,569
新株予約権証券	0	0
投資証券	267,664,698	337,869,881
派生商品評価勘定	284,267,470	1,119,819,100
未収入金	477,564	-
未収配当金	62,707,201	55,139,108
未収利息	-	9,549
差入委託証拠金	676,085,452	262,258,950
流動資産合計	69,192,328,406	90,576,509,224
資産合計	69,192,328,406	90,576,509,224
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	169,626,243	368,529,071
未払金	30,979,004	-
未払解約金	70,960,837	86,903,046
未払利息	9,668	-
その他未払費用	1,660,579	1,279,167
流動負債合計	273,236,331	456,711,284
負債合計	273,236,331	456,711,284
純資産の部		
元本等		
元本	10,979,028,033	11,040,012,931
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	57,940,064,042	79,079,785,009
元本等合計	68,919,092,075	90,119,797,940
純資産合計	68,919,092,075	90,119,797,940
負債純資産合計	69,192,328,406	90,576,509,224

（注）「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2023年11月20日及び2024年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,596,274,703円	10,979,028,033円
期中追加設定元本額	2,448,035,374円	2,024,164,442円
期中一部解約元本額	2,065,282,044円	1,963,179,544円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 2（適格機関投資家限定）	1,824,015,324円	1,612,745,006円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定）	404,567,609円	324,965,572円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 4 A（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	140,228,476円	126,169,107円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ - 4 B（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	1,004,194,924円	965,547,298円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（DC向け）	7,194,916,731円	7,654,976,459円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	249,697,811円	223,872,012円

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	13,443,243円	7,998,810円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	94,346,506円	78,206,505円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	53,617,409円	45,532,162円
計	10,979,028,033円	11,040,012,931円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	10,979,028,033口	11,040,012,931口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等でありま す。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、 為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約 取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的 な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益 確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品 に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リ スク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託 先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託 先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法 令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社 に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パ フォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リ スク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管 理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
---------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,872,873,639	7,738,570,905
新株予約権証券	0	0
投資証券	11,456,085	49,046,479
合計	1,861,417,554	7,787,617,384

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（2023年11月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	9,080,808,488	-	9,097,970,615	17,162,127
	売建	4,983,468,404	-	4,965,290,488	18,177,916
合計		14,064,276,892	-	14,063,261,103	35,340,043

（2024年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	9,079,305,835	-	9,383,173,024	303,867,189
	売建	5,033,362,519	-	4,940,840,856	92,521,663
合計		14,112,668,354	-	14,324,013,880	396,388,852

（注）1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

（2023年11月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	7,424,393,906	-	7,648,532,721	224,138,815
	米ドル	5,491,076,960	-	5,640,709,723	149,632,763
	カナダドル	525,223,443	-	532,309,470	7,086,027
	ユーロ	653,187,132	-	679,501,500	26,314,368
	英ポンド	27,218,565	-	27,876,000	657,435
	スウェーデンクローネ	281,365,802	-	304,347,119	22,981,317
	オーストラリアドル	446,322,004	-	463,788,909	17,466,905
	売建	4,804,038,930	-	4,948,876,561	144,837,631
	米ドル	439,910,550	-	452,227,500	12,316,950
	カナダドル	45,276,876	-	45,691,800	414,924
	ユーロ	1,050,705,672	-	1,093,475,975	42,770,303
	英ポンド	559,814,709	-	573,502,239	13,687,530
	スイスフラン	2,443,051,559	-	2,512,644,618	69,593,059
	スウェーデンクローネ	6,031,809	-	6,527,400	495,591
	ノルウェークローネ	191,885,136	-	194,762,430	2,877,294
	オーストラリアドル	24,402,552	-	25,274,600	872,048
	ニュージーランドドル	42,960,067	-	44,769,999	1,809,932
	合計	12,228,432,836	-	12,597,409,282	79,301,184

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	8,546,519,797	-	9,259,294,667	712,774,870
	米ドル	6,127,883,679	-	6,704,504,910	576,621,231
	カナダドル	383,308,955	-	405,832,960	22,524,005
	ユーロ	645,095,664	-	676,957,800	31,862,136
	英ポンド	27,346,740	-	29,139,000	1,792,260
	スウェーデンクローネ	290,935,813	-	301,344,398	10,408,585
	オーストラリアドル	1,071,948,946	-	1,141,515,599	69,566,653
	売建	7,211,634,544	-	7,569,508,237	357,873,693
	米ドル	714,673,200	-	784,176,000	69,502,800
	カナダドル	1,416,599,502	-	1,478,032,270	61,432,768
	ユーロ	1,337,483,005	-	1,381,594,570	44,111,565
	英ポンド	1,011,985,848	-	1,073,480,759	61,494,911
	スイスフラン	2,480,800,463	-	2,584,629,939	103,829,476
	スウェーデンクローネ	6,229,996	-	6,463,000	233,004
	ノルウェークローネ	182,273,922	-	196,031,700	13,757,778
	オーストラリアドル	18,633,700	-	19,920,000	1,286,300
	ニュージーランドドル	42,954,908	-	45,179,999	2,225,091
	合計	15,758,154,341	-	16,828,802,904	354,901,177

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1口当たり純資産額	6.2773円	8.1630円
(1万口当たり純資産額)	(62,773円)	(81,630円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式
次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHENIERE ENERGY INC	5,548	212.30	1,177,840.40	
	CHEVRON CORP	8,366	161.42	1,350,439.72	
	CONOCOPHILLIPS	3,455	112.32	388,065.60	
	COTERRA ENERGY INC	13,549	25.58	346,583.42	
	DEVON ENERGY CORP	6,440	38.47	247,746.80	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	468	176.60	82,648.80	
	EOG RESOURCES INC	7,771	134.56	1,045,665.76	
	EXPAND ENERGY CORP	928	94.99	88,150.72	
	EXXON MOBIL CORP	14,898	119.31	1,777,480.38	
	HALLIBURTON CO	24,274	29.69	720,695.06	
	HESS CORP	405	145.64	58,984.20	
	HF SINCLAIR CORP	1,416	42.18	59,726.88	
	MARATHON OIL CORP	3,473	28.59	99,293.07	
	MARATHON PETROLEUM CORP	608	157.52	95,772.16	
	NOV INC	71,398	15.97	1,140,226.06	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	1,208	49.97	60,363.76	
	OVINTIV INC	1,449	43.79	63,451.71	
	PHILLIPS 66	1,103	130.91	144,393.73	
	SCHLUMBERGER LTD	10,753	43.18	464,314.54	
	TARGA RESOURCES CORP	1,173	196.04	229,954.92	
	TEEKAY TANKERS LTD-CLASS A	2,603	43.21	112,475.63	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	120	1,359.94	163,192.80	
	VALERO ENERGY CORP	2,037	140.16	285,505.92	
	ALCOA CORP	4,462	44.02	196,417.24	
	AVERY DENNISON CORP	1,256	197.73	248,348.88	

BARRICK GOLD CORP	8,165	16.65	135,947.25
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,022	87.07	88,985.54
CLEVELAND-CLIFFS INC	5,253	11.04	57,993.12
CRH PLC	12,183	98.29	1,197,467.07
DOW INC	38,409	44.04	1,691,532.36
DUPONT DE NEMOURS INC	791	81.85	64,743.35
ECOLAB INC	1,754	245.24	430,150.96
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	866	86.14	74,597.24
KINROSS GOLD CORP	11,672	9.25	107,966.00
MOSAIC CO/THE	1,358	26.38	35,824.04
NEWMONT CORP	23,244	40.93	951,376.92
NUCOR CORP	1,336	147.08	196,498.88
PACKAGING CORP OF AMERICA	1,622	235.81	382,483.82
PPG INDUSTRIES INC	1,069	122.53	130,984.57
RELIANCE INC	214	310.44	66,434.16
RPM INTERNATIONAL INC	2,129	135.25	287,947.25
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	10,302	378.99	3,904,354.98
STEEL DYNAMICS INC	616	139.41	85,876.56
AERCAP HOLDINGS NV	1,753	95.27	167,008.31
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	923	176.28	162,706.44
CARRIER GLOBAL CORP	34,816	74.53	2,594,836.48
CATERPILLAR INC	414	384.07	159,004.98
COMFORT SYSTEMS USA INC	246	445.02	109,474.92
CUMMINS INC	2,055	361.85	743,601.75
DOVER CORP	665	201.18	133,784.70
EATON CORP PLC	916	358.99	328,834.84
EMCOR GROUP INC	2,299	498.86	1,146,879.14
EMERSON ELECTRIC CO	1,809	126.78	229,345.02
FASTENAL CO	1,271	81.85	104,031.35
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	982	73.95	72,618.90
GENERAL DYNAMICS CORP	7,372	287.99	2,123,062.28
GRACO INC	25,232	89.62	2,261,291.84
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	3,400	228.99	778,566.00
HUBBELL INC	430	437.61	188,172.30
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	396	193.56	76,649.76
IDEX CORP	527	227.83	120,066.41
ILLINOIS TOOL WORKS	2,372	270.62	641,910.64
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	895	247.00	221,065.00
NORDSON CORP	334	254.78	85,096.52
NORTHROP GRUMMAN CORP	6,112	493.99	3,019,266.88
OTIS WORLDWIDE CORP	26,759	99.10	2,651,816.90
OWENS CORNING	1,294	193.99	251,023.06
PACCAR INC	1,614	112.26	181,187.64

POWELL INDUSTRIES INC	402	278.53	111,969.06
RTX CORP	9,267	118.53	1,098,417.51
SMITH (A.O.) CORP	1,700	72.23	122,791.00
SNAP-ON INC	766	357.06	273,507.96
TORO CO	564	80.96	45,661.44
TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,693	407.49	689,880.57
UNITED RENTALS INC	361	836.00	301,796.00
WABTEC CORP	3,703	195.17	722,714.51
WATSCO INC	222	520.74	115,604.28
WW GRAINGER INC	80	1,178.33	94,266.40
XYLEM INC	238	121.78	28,983.64
AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,828	297.64	841,725.92
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,235	149.39	184,496.65
CINTAS CORP	1,052	215.20	226,390.40
COPART INC	3,161	56.67	179,133.87
LEIDOS HOLDINGS INC	6,908	160.65	1,109,770.20
PAYCHEX INC	2,443	142.96	349,251.28
PAYCOM SOFTWARE INC	44	219.88	9,674.72
REPUBLIC SERVICES INC	1,537	208.04	319,757.48
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	27,623	73.40	2,027,528.20
VERALTO CORP	809	102.68	83,068.12
VERISK ANALYTICS INC	625	280.80	175,500.00
WASTE MANAGEMENT INC	522	217.90	113,743.80
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,938	110.19	213,548.22
DELTA AIR LINES INC	27,063	64.07	1,733,926.41
EXPEDITORS INTL WASH INC	558	120.16	67,049.28
FEDEX CORP	1,429	294.46	420,783.34
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	148,539	4.73	702,589.47
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	406	182.35	74,034.10
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	1,446	55.63	80,440.98
OLD DOMINION FREIGHT LINE	730	215.57	157,366.10
UBER TECHNOLOGIES INC	75,069	73.25	5,498,804.25
UNION PACIFIC CORP	3,011	235.57	709,301.27
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	13,514	91.17	1,232,071.38
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	2,080	134.07	278,865.60
APTIV PLC	1,469	52.93	77,754.17
LEAR CORP	13,496	95.61	1,290,352.56
TESLA INC	4,648	320.72	1,490,706.56
DECKERS OUTDOOR CORP	7,960	175.66	1,398,253.60
DR HORTON INC	1,778	161.61	287,342.58
GARMIN LTD	748	208.43	155,905.64
HASBRO INC	1,716	62.21	106,752.36
KB HOME	1,320	78.53	103,659.60

LENNAR CORP-A	1,005	168.85	169,694.25
LULULEMON ATHLETICA INC	1,252	320.01	400,652.52
MERITAGE HOMES CORP	419	179.41	75,172.79
NEWELL BRANDS INC	85,954	8.80	756,395.20
NIKE INC -CL B	3,327	76.66	255,047.82
NVR INC	51	9,026.00	460,326.00
ON HOLDING AG-CLASS A	13,559	51.92	703,983.28
PULTEGROUP INC	2,550	128.89	328,669.50
PVH CORP	13,944	102.09	1,423,542.96
TAYLOR MORRISON HOME CORP	1,613	70.02	112,942.26
TOLL BROTHERS INC	1,851	152.67	282,592.17
TRI POINTE HOMES INC	1,835	41.79	76,684.65
AIRBNB INC-CLASS A	14,031	132.50	1,859,107.50
BOOKING HOLDINGS INC	356	4,975.19	1,771,167.64
CARNIVAL CORP	11,988	24.31	291,428.28
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	10,470	58.63	613,856.10
DOORDASH INC - A	20,517	169.43	3,476,195.31
MCDONALD'S CORP	2,934	292.63	858,576.42
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDINGS	6,610	26.42	174,636.20
TRIP.COM GROUP LTD-ADR	40,104	59.49	2,385,786.96
WINGSTOP INC	660	316.68	209,008.80
ALPHABET INC-CL A	59,621	172.49	10,284,026.29
ALPHABET INC-CL C	38,138	173.89	6,631,816.82
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	6,043	389.56	2,354,141.29
COMCAST CORP-CLASS A	7,362	42.88	315,682.56
ELECTRONIC ARTS INC	903	161.36	145,708.08
ENDEAVOR GROUP HOLD-CLASS A	22,438	28.98	650,253.24
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	8,211	81.61	670,099.71
MATCH GROUP INC	2,572	30.71	78,986.12
META PLATFORMS INC-CLASS A	23,731	554.08	13,148,872.48
NETFLIX INC	624	823.96	514,151.04
NEW YORK TIMES CO-A	1,523	52.46	79,896.58
ROBLOX CORP -CLASS A	1,843	50.73	93,495.39
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	6,618	458.32	3,033,161.76
TKO GROUP HOLDINGS INC	8,622	119.24	1,028,087.28
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	859	118.15	101,490.85
WALT DISNEY CO/THE	12,568	115.08	1,446,325.44
ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	419	144.64	60,604.16
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	19,328	88.59	1,712,267.52
AMAZON.COM INC	45,386	202.61	9,195,657.46
AUTOZONE INC	1,699	3,107.53	5,279,693.47
BEST BUY CO INC	712	92.66	65,973.92
BURLINGTON STORES INC	873	268.94	234,784.62

COUPANG INC	104,069	24.48	2,547,609.12
DICK'S SPORTING GOODS INC	603	198.25	119,544.75
EBAY INC	2,253	61.43	138,401.79
ETSY INC	1,242	49.63	61,640.46
GENUINE PARTS CO	527	122.62	64,620.74
HOME DEPOT INC	3,442	408.18	1,404,955.56
LKQ CORP	901	38.20	34,418.20
LOWE'S COS INC	1,260	269.40	339,444.00
MERCADOLIBRE INC	1,860	1,880.00	3,496,800.00
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	83	1,213.37	100,709.71
POOL CORP	207	359.42	74,399.94
ROSS STORES INC	581	140.69	81,740.89
TJX COMPANIES INC	39,162	119.97	4,698,265.14
TRACTOR SUPPLY COMPANY	218	275.66	60,093.88
ULTA BEAUTY INC	133	365.17	48,567.61
WILLIAMS-SONOMA INC	684	130.65	89,364.60
COSTCO WHOLESALE CORP	1,037	907.07	940,631.59
DOLLAR GENERAL CORP	21,451	75.88	1,627,701.88
DOLLAR TREE INC	910	64.20	58,422.00
KROGER CO	20,563	58.02	1,193,065.26
TARGET CORP	1,952	152.13	296,957.76
WALMART INC	13,421	84.25	1,130,719.25
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	2,748	53.35	146,605.80
COCA-COLA CO/THE	31,834	61.74	1,965,431.16
GENERAL MILLS INC	7,868	63.21	497,336.28
HERSHEY CO/THE	481	170.92	82,212.52
HORMEL FOODS CORP	4,217	29.21	123,178.57
JM SMUCKER CO/THE	1,828	106.92	195,449.76
KELLANOVA	3,311	80.57	266,767.27
KEURIG DR PEPPER INC	10,469	31.66	331,448.54
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	3,147	73.97	232,783.59
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	6,786	64.49	437,629.14
MONSTER BEVERAGE CORP	3,876	52.00	201,552.00
PEPSICO INC	24,125	158.62	3,826,707.50
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	11,206	128.59	1,440,979.54
TYSON FOODS INC-CL A	37,362	64.32	2,403,123.84
CHURCH & DWIGHT CO INC	888	109.02	96,809.76
CLOROX COMPANY	4,601	167.64	771,311.64
COLGATE-PALMOLIVE CO	12,116	93.56	1,133,572.96
ELF BEAUTY INC	601	121.33	72,919.33
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,582	63.75	100,852.50
KIMBERLY-CLARK CORP	11,137	134.08	1,493,248.96
PROCTER & GAMBLE CO/THE	15,265	169.54	2,588,028.10

ABBOTT LABORATORIES	8,364	115.90	969,387.60
ALIGN TECHNOLOGY INC	179	223.69	40,040.51
BAXTER INTERNATIONAL INC	65,495	31.96	2,093,220.20
BECTON DICKINSON AND CO	10,338	225.15	2,327,600.70
BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,542	86.99	134,138.58
CARDINAL HEALTH INC	9,921	118.78	1,178,416.38
CENCORA INC	2,874	240.24	690,449.76
CENTENE CORP	1,815	57.46	104,289.90
CVS HEALTH CORP	24,314	53.19	1,293,261.66
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	2,125	67.76	143,990.00
ELEVANCE HEALTH INC	5,802	400.69	2,324,803.38
HCA HEALTHCARE INC	11,724	342.96	4,020,863.04
HENRY SCHEIN INC	1,095	68.76	75,292.20
HOLOGIC INC	1,874	78.60	147,296.40
HUMANA INC	6,937	275.67	1,912,322.79
IDEXX LABORATORIES INC	299	420.91	125,852.09
INSULET CORP	629	260.12	163,615.48
INTUITIVE SURGICAL INC	689	527.61	363,523.29
MCKESSON CORP	1,780	606.29	1,079,196.20
MEDTRONIC PLC	20,831	87.53	1,823,337.43
MOLINA HEALTHCARE INC	179	294.34	52,686.86
QUEST DIAGNOSTICS INC	387	160.44	62,090.28
RESMED INC	456	234.74	107,041.44
THE CIGNA GROUP	13,382	321.52	4,302,580.64
UNITEDHEALTH GROUP INC	12,449	592.23	7,372,671.27
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	549	201.69	110,727.81
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,241	213.36	264,779.76
ABBVIE INC	7,555	164.99	1,246,499.45
AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,374	127.07	174,594.18
AMGEN INC	298	283.61	84,515.78
ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	15,951	63.23	1,008,581.73
BIO-TECHNE CORP	982	67.57	66,353.74
BIOGEN INC	621	159.99	99,353.79
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	57,526	56.22	3,234,111.72
ELI LILLY & CO	2,643	746.20	1,972,206.60
GILEAD SCIENCES INC	2,740	88.40	242,216.00
INCYTE CORP	9,789	75.87	742,691.43
IRONWOOD PHARMACEUTICALS INC	13,559	4.21	57,083.39
JOHNSON & JOHNSON	29,447	154.00	4,534,838.00
MERCK & CO. INC.	22,376	96.31	2,155,032.56
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,671	1,179.58	1,971,078.18
MODERNA INC	737	36.85	27,158.45
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	2,383	117.44	279,859.52

PFIZER INC	28,990	24.80	718,952.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	243	756.81	183,904.83
UNITED THERAPEUTICS CORP	603	363.25	219,039.75
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	733	465.70	341,358.10
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	549	314.49	172,655.01
ZOETIS INC	1,359	175.14	238,015.26
BANK OF AMERICA CORP	73,387	46.75	3,430,842.25
CITIGROUP INC	49,648	68.76	3,413,796.48
HDFC BANK LTD-ADR	56,256	61.90	3,482,246.40
ICICI BANK LTD-SPON ADR	83,538	29.46	2,461,029.48
JPMORGAN CHASE & CO	12,381	245.31	3,037,183.11
M & T BANK CORP	707	214.74	151,821.18
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	73,104	14.06	1,027,842.24
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	505	207.68	104,878.40
REGIONS FINANCIAL CORP	3,032	26.36	79,923.52
US BANCORP	1,614	49.90	80,538.60
WELLS FARGO & CO	39,821	74.34	2,960,293.14
AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,224	562.44	688,426.56
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	982	470.28	461,814.96
BLACKROCK INC	689	1,047.37	721,637.93
BLACKSTONE INC	3,132	181.41	568,176.12
BLOCK INC	17,631	84.30	1,486,293.30
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	13,054	185.14	2,416,817.56
CBOE GLOBAL MARKETS INC	4,098	200.71	822,509.58
CME GROUP INC	16,332	225.28	3,679,272.96
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	773	176.07	136,102.11
EQUITABLE HOLDINGS INC	12,548	47.44	595,277.12
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	179	483.90	86,618.10
FISERV INC	4,314	210.92	909,908.88
GLOBAL PAYMENTS INC	13,531	116.00	1,569,596.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	498	173.21	86,258.58
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,744	314.02	861,670.88
MARKETAXESS HOLDINGS INC	204	261.65	53,376.60
MASTERCARD INC - A	16,043	521.89	8,372,681.27
MOODY'S CORP	13,128	473.31	6,213,613.68
MORGAN STANLEY	674	134.06	90,356.44
MSCI INC	4,593	593.86	2,727,598.98
NMI HOLDINGS INC	3,671	37.62	138,103.02
S&P GLOBAL INC	459	503.29	231,010.11
STATE STREET CORP	1,785	95.48	170,431.80
SYNCHRONY FINANCIAL	2,623	64.98	170,442.54
T ROWE PRICE GROUP INC	604	118.77	71,737.08
VISA INC-CLASS A SHARES	9,724	309.64	3,010,939.36

AFLAC INC	7,744	111.32	862,062.08
ALLSTATE CORP	9,418	196.88	1,854,215.84
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	1,402	137.82	193,223.64
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	729	75.77	55,236.33
ARCH CAPITAL GROUP LTD	2,177	101.83	221,683.91
ASSURANT INC	3,665	218.82	801,975.30
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	1,161	86.73	100,693.53
CHUBB LTD	1,112	288.00	320,256.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	3,147	151.78	477,651.66
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	356	405.00	144,180.00
EVEREST GROUP LTD	304	371.33	112,884.32
GENWORTH FINANCIAL INC	16,672	7.35	122,539.20
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	4,952	117.95	584,088.40
MARKEL GROUP INC	40	1,707.64	68,305.60
MARSH & MCLENNAN COS	4,592	222.14	1,020,066.88
METLIFE INC	17,690	83.33	1,474,107.70
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,771	86.56	326,417.76
PROGRESSIVE CORP	6,160	255.78	1,575,604.80
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	295	231.95	68,425.25
TRAVELERS COS INC/THE	2,796	260.82	729,252.72
UNUM GROUP	1,263	73.19	92,438.97
WILLIS TOWERS WATSON PLC	2,720	312.65	850,408.00
WR BERKLEY CORP	5,667	60.74	344,213.58
ACCENTURE PLC-CL A	954	353.57	337,305.78
ADOBE INC	1,873	503.37	942,812.01
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	2,107	87.43	184,215.01
AMDOCS LTD	19,990	83.98	1,678,760.20
AUTODESK INC	1,848	299.15	552,829.20
CADENCE DESIGN SYS INC	1,472	289.71	426,453.12
CHECK POINT SOFTWARE TECH	1,998	174.25	348,151.50
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	41,198	77.11	3,176,777.78
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	5,313	336.75	1,789,152.75
DATADOG INC - CLASS A	694	126.09	87,506.46
EPAM SYSTEMS INC	240	235.29	56,469.60
GODADDY INC - CLASS A	5,230	182.92	956,671.60
INTL BUSINESS MACHINES CORP	615	204.99	126,068.85
INTUIT INC	758	687.87	521,405.46
MICROSOFT CORP	44,906	415.00	18,635,990.00
NUTANIX INC - A	1,988	69.53	138,225.64
ORACLE CORP	22,768	183.74	4,183,392.32
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	5,005	65.77	329,178.85
PALO ALTO NETWORKS INC	264	387.00	102,168.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	836	548.23	458,320.28

SALESFORCE INC	4,865	325.26	1,582,389.90
SERVICENOW INC	5,925	1,011.39	5,992,485.75
SHOPIFY INC - CLASS A	32,321	108.49	3,506,505.29
SYNOPSYS INC	280	520.75	145,810.00
WORKDAY INC-CLASS A	289	259.41	74,969.49
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	1,239	81.14	100,532.46
AMPHENOL CORP-CL A	22,804	70.52	1,608,138.08
APPLE INC	49,792	225.00	11,203,200.00
ARISTA NETWORKS INC	2,681	374.39	1,003,739.59
AVNET INC	29,288	53.07	1,554,314.16
CISCO SYSTEMS INC	59,071	57.46	3,394,219.66
CORNING INC	14,786	46.49	687,401.14
F5 INC	362	238.36	86,286.32
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	5,106	21.07	107,583.42
JUNIPER NETWORKS INC	19,762	36.51	721,510.62
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	894	149.37	133,536.78
MOTOROLA SOLUTIONS INC	3,017	489.00	1,475,313.00
NETAPP INC	14,498	117.21	1,699,310.58
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	13,638	96.79	1,320,022.02
TE CONNECTIVITY PLC	10,375	148.35	1,539,131.25
TRIMBLE INC	3,238	70.62	228,667.56
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	243	385.91	93,776.13
VERIZON COMMUNICATIONS INC	13,646	41.65	568,355.90
CONSOLIDATED EDISON INC	1,101	96.44	106,180.44
CONSTELLATION ENERGY	987	224.28	221,364.36
EDISON INTERNATIONAL	10,312	83.68	862,908.16
VISTRA CORP	2,575	142.15	366,036.25
XCEL ENERGY INC	10,632	69.46	738,498.72
APPLIED MATERIALS INC	2,256	168.88	380,993.28
BROADCOM INC	13,979	164.84	2,304,298.36
INTEL CORP	6,558	24.35	159,687.30
KLA CORP	1,331	614.46	817,846.26
LAM RESEARCH CORP	13,390	70.05	937,969.50
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,187	62.86	74,614.82
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	149	573.38	85,433.62
NVIDIA CORP	49,402	141.98	7,014,095.96
ON SEMICONDUCTOR	2,689	64.76	174,139.64
QORVO INC	1,318	65.61	86,473.98
QUALCOMM INC	13,104	160.50	2,103,192.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	22,318	83.69	1,867,793.42
TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	84,057	186.01	15,635,442.57
TERADYNE INC	731	102.58	74,985.98
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,016	201.12	204,337.92

	CBRE GROUP INC - A	1,533	130.23	199,642.59	
	米ドル 計	3,485,147		405,521,571.90 (62,592,254,622)	
カナダドル	GIBSON ENERGY INC	4,164	22.99	95,730.36	
	IMPERIAL OIL LTD	2,868	104.53	299,792.04	
	SECURE ENERGY SERVICES INC	10,046	16.57	166,462.22	
	SUNCOR ENERGY INC	61,404	57.00	3,500,028.00	
	TOURMALINE OIL CORP	3,945	62.54	246,720.30	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	5,103	108.15	551,889.45	
	BARRICK GOLD CORP	7,293	23.46	171,093.78	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	2,087	77.12	160,949.44	
	CENTERRA GOLD INC	11,113	8.15	90,570.95	
	HUDBAY MINERALS INC	10,642	12.01	127,810.42	
	AIR CANADA	12,195	24.50	298,777.50	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	4,043	153.35	619,994.05	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	39,608	61.88	2,450,943.04	
	DOLLARAMA INC	8,089	148.07	1,197,738.23	
	LOBLAW COMPANIES LTD	4,264	181.49	773,873.36	
	WESTON (GEORGE) LTD	1,020	225.90	230,418.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	5,332	171.13	912,465.16	
	TMX GROUP LTD	3,905	43.62	170,336.10	
	GREAT-WEST LIFECO INC	3,923	48.76	191,285.48	
	IA FINANCIAL CORP INC	1,453	131.15	190,560.95	
	INTACT FINANCIAL CORP	7,161	266.26	1,906,687.86	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	20,857	46.05	960,464.85	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	6,085	84.88	516,494.80	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	3,191	156.95	500,827.45	
	ATCO LTD -CLASS I	2,205	48.55	107,052.75	
	HYDRO ONE LTD	6,190	44.66	276,445.40	
	カナダドル 計	248,186		16,715,411.94 (1,832,844,919)	
ブラジルリアル	AMBEV SA	380,024	12.64	4,803,503.36	
	ブラジルリアル 計	380,024		4,803,503.36 (127,823,626)	
ユーロ	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	534	138.10	73,745.40	
	SHELL PLC	47,739	31.05	1,482,534.64	
	TENARIS SA	6,621	17.59	116,463.39	
	ARCELORMITTAL	61,517	23.99	1,475,792.83	
	BASF SE	36,385	43.14	1,569,830.82	
	DSM-FIRMENICH AG	1,900	102.55	194,845.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	5,532	26.18	144,827.76	
	AIRBUS SE	5,995	138.04	827,549.80	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	88,478	36.57	3,235,640.46	

LEGRAND SA	6,827	97.74	667,270.98
PRYSMIAN SPA	1,325	60.92	80,719.00
REXEL SA	53,233	26.32	1,401,092.56
RHEINMETALL AG	157	575.80	90,400.60
SAFRAN SA	1,005	217.10	218,185.50
SCHNEIDER ELECTRIC SE	6,925	242.25	1,677,581.25
SIEMENS AG-REG	5,233	187.40	980,664.20
BUREAU VERITAS SA	4,122	27.86	114,838.92
RANDSTAD NV	34,223	41.60	1,423,676.80
AENA SME SA	461	197.80	91,185.80
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	15,510	67.92	1,053,439.20
MICHELIN (CGDE)	43,565	31.26	1,361,841.90
HERMES INTERNATIONAL	903	2,034.00	1,836,702.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	5,011	586.30	2,937,949.30
MONCLER SPA	32,457	47.83	1,552,418.31
ACCOR SA	9,318	43.79	408,035.22
PUBLICIS GROUPE	4,954	97.98	485,392.92
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL	7,320	51.02	373,466.40
HEINEKEN NV	11,288	71.34	805,285.92
PERNOD RICARD SA	4,472	109.05	487,671.60
ESSILORLUXOTTICA	1,902	229.00	435,558.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	27,529	41.77	1,149,886.33
SANOFI	23,481	91.31	2,144,050.11
ABN AMRO BANK NV-CVA	9,355	14.79	138,360.45
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	77,686	6.01	467,514.34
BAWAG GROUP AG	954	72.55	69,212.70
BNP PARIBAS	37,798	60.11	2,272,037.78
BPER BANCA SPA	42,768	5.94	254,041.92
CAIXABANK SA	40,426	5.60	226,709.00
FINECOBANK SPA	4,698	15.01	70,540.47
ING GROEP NV	266,607	14.97	3,993,239.64
UNICREDIT SPA	6,203	40.77	252,896.31
AMUNDI SA	11,929	67.50	805,207.50
BANCA MEDIOLANUM SPA	5,801	11.60	67,291.60
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	16,507	16.06	265,102.42
DEUTSCHE BOERSE AG	2,659	209.90	558,124.10
EURONEXT NV	751	100.80	75,700.80
HANNOVER RUECK SE	846	241.20	204,055.20
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,791	472.10	845,531.10
SAMPO OYJ-A SHS	4,767	40.03	190,823.01
NOKIA OYJ	578,563	4.21	2,438,932.32
ELISA OYJ	3,783	43.08	162,971.64
KONINKLIJKE KPN NV	244,954	3.52	863,217.89

	ENEL SPA	233,052	6.78	1,581,956.97	
	ASM INTERNATIONAL NV	150	507.60	76,140.00	
	ASML HOLDING NV	4,411	635.00	2,800,985.00	
	ユーロ 計	2,152,381		49,579,135.08 (8,070,491,608)	
英bond	MONDI PLC	1,275	11.66	14,872.87	
	BAE SYSTEMS PLC	70,358	12.87	905,507.46	
	SPIRAX GROUP PLC	10,221	65.90	673,563.90	
	INTERTEK GROUP PLC	19,342	44.20	854,916.40	
	COMPASS GROUP PLC	46,380	26.11	1,210,981.80	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	28,466	95.00	2,704,270.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	6,379	7.95	50,713.05	
	INFORMA PLC	12,469	8.43	105,213.42	
	SAINSBURY (J) PLC	244,485	2.44	598,010.31	
	TESCO PLC	94,466	3.45	326,568.96	
	DIAGEO PLC	73,376	23.44	1,720,300.32	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	21,763	47.65	1,037,006.95	
	UNILEVER PLC	45,164	45.42	2,051,348.88	
	ASTRAZENECA PLC	1,302	99.78	129,913.56	
	GSK PLC	15,488	13.01	201,498.88	
	BARCLAYS PLC	440,411	2.59	1,142,205.92	
	HSBC HOLDINGS PLC	268,050	7.16	1,921,382.40	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,277,309	0.56	721,424.12	
	NATWEST GROUP PLC	536,925	3.93	2,110,652.17	
	STANDARD CHARTERED PLC	62,696	9.43	591,474.06	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	7,609	106.40	809,597.60	
	AVIVA PLC	17,872	4.84	86,661.32	
	VODAFONE GROUP PLC	896,190	0.69	623,210.52	
	CENTRICA PLC	43,237	1.21	52,424.86	
	英bond 計	4,241,233		20,643,719.73 (4,025,938,221)	
スイスフラン	HOLCIM LTD	2,901	88.46	256,622.46	
	ABB LTD-REG	5,876	49.85	292,918.60	
	ACCELLERON INDUSTRIES AG	1,621	50.80	82,346.80	
	GEBERIT AG-REG	2,800	524.60	1,468,880.00	
	SGS SA-REG	1,555	86.36	134,289.80	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	17,675	120.15	2,123,651.25	
	NESTLE SA-REG	47,074	77.52	3,649,176.48	
	SONOVA HOLDING AG-REG	616	315.20	194,163.20	
	LONZA GROUP AG-REG	656	512.40	336,134.40	
	NOVARTIS AG-REG	27,012	91.71	2,477,270.52	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	14,564	255.80	3,725,471.20	
	UBS GROUP AG-REG	46,274	28.07	1,298,911.18	

	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,165	529.00	616,285.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	7,566	69.22	523,718.52	
	SWISSCOM AG-REG	449	512.50	230,112.50	
スイスフラン 計		177,804		17,409,951.91 (3,027,590,637)	
スウェーデンクローネ	ATLAS COPCO AB-B SHS	15,653	153.45	2,401,952.85	
スウェーデンクローネ 計		15,653		2,401,952.85 (33,819,496)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	28,419	271.10	7,704,390.90	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	7,704	1,200.00	9,244,800.00	
	ORKLA ASA	21,331	98.15	2,093,637.65	
	TELENOR ASA	56,712	132.10	7,491,655.20	
ノルウェークローネ 計		114,166		26,534,483.75 (370,156,048)	
デンマーククローネ	DSV A/S	16,911	1,465.50	24,783,070.50	
	PANDORA A/S	818	1,085.00	887,530.00	
	DEMANT A/S	4,019	264.80	1,064,231.20	
	GENMAB A/S	767	1,450.00	1,112,150.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	26,902	711.00	19,127,322.00	
デンマーククローネ 計		49,417		46,974,303.70 (1,024,979,306)	
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	21,308	40.07	853,811.56	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	17,926	15.85	284,127.10	
	BRAMBLES LTD	83,522	19.31	1,612,809.82	
	COMPUTERSHARE LTD	9,392	30.22	283,826.24	
	COLES GROUP LTD	8,943	17.80	159,185.40	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	34,307	7.98	273,769.86	
	TELSTRA GROUP LTD	221,533	3.89	861,763.37	
オーストラリアドル 計		396,931		4,329,293.35 (432,756,163)	
ニュージーランドドル	SPARK NEW ZEALAND LTD	26,216	3.05	79,958.80	
	MERIDIAN ENERGY LTD	22,025	5.87	129,396.87	
ニュージーランドドル 計		48,241		209,355.67 (18,984,372)	
香港ドル	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	239,052	32.65	7,805,047.80	
	MEITUAN-B	85,098	169.60	14,432,620.80	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	31,300	51.40	1,608,820.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	131,000	87.20	11,423,200.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	131,500	25.30	3,326,950.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	2,700	299.60	808,920.00	
	AIA GROUP LTD	10,000	56.80	568,000.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	218,000	9.61	2,094,980.00	
	CLP HOLDINGS LTD	113,000	65.90	7,446,700.00	

	HONG KONG & CHINA GAS	112,000	6.02	674,240.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	26,000	50.40	1,310,400.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	694,000	13.56	9,410,640.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	50,500	31.55	1,593,275.00	
香港ドル 計		1,844,150		62,503,793.60 (1,239,450,227)	
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	150,400	4.71	708,384.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	97,300	2.54	247,142.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	49,853	42.94	2,140,687.82	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	35,200	16.44	578,688.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	39,800	36.37	1,447,526.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	115,900	3.16	366,244.00	
シンガポールドル 計		488,453		5,488,671.82 (632,020,560)	
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	106,233	147.50	15,669,367.50	
	SCB X PCL-NVDR	106,034	114.50	12,140,893.00	
タイバーツ 計		212,267		27,810,260.50 (123,477,556)	
韓国ウォン	KAKAOBANK CORP	10,518	20,250.00	212,989,500.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	24,397	53,700.00	1,310,118,900.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	77,127	53,500.00	4,126,294,500.00	
韓国ウォン 計		112,042		5,649,402,900.00 (627,648,662)	
新台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	85,293	1,035.00	88,278,255.00	
新台湾ドル 計		85,293		88,278,255.00 (419,409,989)	
イスラエルシェケル	ELBIT SYSTEMS LTD	1,606	890.00	1,429,340.00	
	BANK HAPOLALIM BM	28,517	42.62	1,215,394.54	
イスラエルシェケル 計		30,123		2,644,734.54 (108,935,557)	
合計		14,081,511		84,708,581,569 (84,708,581,569)	

株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC	68.00	0.00	
	カナダドル 計		68.00	0.00 (0)	
新株予約権証券合計				0.00 (0)	
投資証券	米ドル	AMERICAN TOWER CORP	466	91,545.70	
		EQUINIX INC	1,308	1,173,759.96	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	3,475	72,488.50	

		HOST HOTELS & RESORTS INC	8,126	140,254.76	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	8,465	79,909.60	
		PUBLIC STORAGE	906	303,519.06	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,228	271,498.52	
	米ドル 計		23,974	2,132,976.10 (329,224,861)	
	オーストラリアドル	CHARTER HALL GROUP	5,660	86,484.80	
オーストラリアドル 計			5,660	86,484.80 (8,645,020)	
投資証券合計				337,869,881 (337,869,881)	
合計				337,869,881 (337,869,881)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 370銘柄	99.5%	-	73.7%
	投資証券 7銘柄	-	0.5%	0.4%
カナダドル	株式 26銘柄	100.0%	-	2.2%
	新株予約権証券 1銘柄	-	0.0%	0.0%
ブラジルレアル	株式 1銘柄	100.0%	-	0.2%
ユーロ	株式 55銘柄	100.0%	-	9.5%
英ポンド	株式 24銘柄	100.0%	-	4.7%
スイスフラン	株式 15銘柄	100.0%	-	3.6%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	100.0%	-	0.0%
ノルウェークローネ	株式 4銘柄	100.0%	-	0.4%
デンマーククローネ	株式 5銘柄	100.0%	-	1.2%
オーストラリアドル	株式 7銘柄	98.0%	-	0.5%
	投資証券 1銘柄	-	2.0%	0.0%
ニュージーランドドル	株式 2銘柄	100.0%	-	0.0%
香港ドル	株式 13銘柄	100.0%	-	1.5%
シンガポールドル	株式 6銘柄	100.0%	-	0.7%
タイバーツ	株式 2銘柄	100.0%	-	0.1%
韓国ウォン	株式 3銘柄	100.0%	-	0.7%
新台湾ドル	株式 1銘柄	100.0%	-	0.5%
イスラエルシェケル	株式 2銘柄	100.0%	-	0.1%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5. 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,511,254,120	1,190,876,260
国債証券	5,779,889,422	6,771,058,075
地方債証券	1,938,005,800	1,607,504,900
特殊債券	1,018,248,071	974,077,280
社債券	1,644,424,800	2,078,135,200
派生商品評価勘定	1,144,175	860,000
未収入金	99,207,000	99,473,000
未収利息	19,538,093	22,265,071
前払費用	666,459	2,161,261
差入委託証拠金	44,013,881	36,229,796
流動資産合計	12,056,391,821	12,782,640,843
資産合計	12,056,391,821	12,782,640,843
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	43,725	3,177,465
未払金	100,000,000	99,485,000
未払解約金	995,084	7,825,323
未払利息	4,513	-
その他未払費用	59,799	-
流動負債合計	101,103,121	110,487,788
負債合計	101,103,121	110,487,788
純資産の部		
元本等		
元本	8,587,056,257	9,296,749,491
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,368,232,443	3,375,403,564
元本等合計	11,955,288,700	12,672,153,055
純資産合計	11,955,288,700	12,672,153,055
負債純資産合計	12,056,391,821	12,782,640,843

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 組入る有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
-----------------------	--

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	8,317,868,822円	8,587,056,257円
期中追加設定元本額	762,422,262円	1,392,719,420円
期中一部解約元本額	493,234,827円	683,026,186円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	1,877,871,793円	2,010,542,835円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	205,730,856円	178,801,061円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅠ－Ⅰ（適格機関投資家限定）	5,746,177,035円	6,276,698,356円
ラッセル・インベストメントDC国内債券F（運用会社厳選型）	624,158,430円	692,008,491円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	19,930,930円	16,070,363円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	83,915,149円	88,562,068円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	29,272,064円	34,066,317円
計	8,587,056,257円	9,296,749,491円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	8,587,056,257口	9,296,749,491口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等でありま す。投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引が含まれております。デリバ ティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リ スクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	134,639,683	246,244,130
地方債証券	44,513,800	25,402,900
特殊債券	13,287,683	16,645,860
社債券	6,435,200	11,113,100
合計	198,876,366	299,405,990

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
債券関連

（2023年11月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	846,375,980	-	846,916,000	540,020
	売建	292,230,000	-	291,660,000	570,000
合計		1,138,605,980	-	1,138,576,000	1,110,020

（2024年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引	債券先物取引				
	買建	303,138,000	-	299,964,000	3,174,000
	売建	143,710,000	-	142,850,000	860,000
合計		446,848,000	-	442,814,000	2,314,000

（注）1.債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3922円 (13,922円)	1.3631円 (13,631円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第461回 利付国債（2年）	200,000,000	199,664,000	
	第464回 利付国債（2年）	50,000,000	49,876,000	
	第150回 利付国債（5年）	100,000,000	98,896,000	
	第151回 利付国債（5年）	50,000,000	49,378,000	
	第153回 利付国債（5年）	100,000,000	98,611,000	
	第154回 利付国債（5年）	250,000,000	246,790,000	
	第157回 利付国債（5年）	25,000,000	24,677,250	
	第159回 利付国債（5年）	100,000,000	98,194,000	
	第163回 利付国債（5年）	100,000,000	99,138,000	
	第166回 利付国債（5年）	100,000,000	99,005,000	
	第167回 利付国債（5年）	200,000,000	197,768,000	
	第168回 利付国債（5年）	190,000,000	189,479,400	
	第170回 利付国債（5年）	50,000,000	49,811,000	
	第172回 利付国債（5年）	250,000,000	247,942,500	
	第173回 利付国債（5年）	100,000,000	99,532,000	
	第13回 利付国債（40年）	46,000,000	25,425,120	
	第15回 利付国債（40年）	219,000,000	140,998,770	
	第16回 利付国債（40年）	57,000,000	40,080,690	
	第17回 利付国債（40年）	75,000,000	68,433,750	
	第341回 利付国債（10年）	60,000,000	59,905,800	
	第342回 利付国債（10年）	70,000,000	69,647,900	

第 3 4 3 回 利付国債（ 1 0 年）	25,000,000	24,837,000	
第 3 5 5 回 利付国債（ 1 0 年）	10,000,000	9,737,800	
第 3 5 9 回 利付国債（ 1 0 年）	72,000,000	69,603,120	
第 3 6 2 回 利付国債（ 1 0 年）	152,000,000	145,983,840	
第 3 6 4 回 利付国債（ 1 0 年）	100,000,000	95,525,000	
第 3 7 0 回 利付国債（ 1 0 年）	2,000,000	1,936,480	
第 3 7 2 回 利付国債（ 1 0 年）	15,000,000	14,816,550	
第 3 7 4 回 利付国債（ 1 0 年）	78,000,000	76,603,020	
第 3 7 5 回 利付国債（ 1 0 年）	189,000,000	190,152,900	
第 3 7 6 回 利付国債（ 1 0 年）	189,000,000	186,140,430	
第 3 3 回 利付国債（ 3 0 年）	49,000,000	51,541,140	
第 3 4 回 利付国債（ 3 0 年）	30,000,000	32,288,700	
第 3 6 回 利付国債（ 3 0 年）	15,000,000	15,602,400	
第 4 3 回 利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	97,284,000	
第 4 4 回 利付国債（ 3 0 年）	10,000,000	9,697,900	
第 4 6 回 利付国債（ 3 0 年）	10,000,000	9,310,900	
第 4 7 回 利付国債（ 3 0 年）	15,000,000	14,176,800	
第 5 0 回 利付国債（ 3 0 年）	150,000,000	119,685,000	
第 5 2 回 利付国債（ 3 0 年）	62,000,000	45,744,840	
第 5 4 回 利付国債（ 3 0 年）	210,000,000	164,373,300	
第 6 1 回 利付国債（ 3 0 年）	188,000,000	139,114,360	
第 6 4 回 利付国債（ 3 0 年）	12,000,000	8,058,480	
第 6 6 回 利付国債（ 3 0 年）	38,000,000	25,193,240	
第 6 7 回 利付国債（ 3 0 年）	188,000,000	131,239,040	
第 6 9 回 利付国債（ 3 0 年）	30,000,000	21,305,700	
第 7 2 回 利付国債（ 3 0 年）	198,000,000	138,423,780	
第 7 4 回 利付国債（ 3 0 年）	41,000,000	30,913,590	
第 7 5 回 利付国債（ 3 0 年）	148,000,000	120,281,080	
第 7 7 回 利付国債（ 3 0 年）	2,000,000	1,740,320	
第 8 0 回 利付国債（ 3 0 年）	117,000,000	106,121,340	
第 8 1 回 利付国債（ 3 0 年）	5,000,000	4,314,850	
第 8 2 回 利付国債（ 3 0 年）	11,000,000	9,940,810	
第 8 3 回 利付国債（ 3 0 年）	121,000,000	119,500,810	
第 1 1 0 回 利付国債（ 2 0 年）	60,000,000	63,678,600	
第 1 1 4 回 利付国債（ 2 0 年）	45,000,000	48,140,550	
第 1 5 2 回 利付国債（ 2 0 年）	60,000,000	60,472,200	
第 1 5 3 回 利付国債（ 2 0 年）	30,000,000	30,467,700	
第 1 5 4 回 利付国債（ 2 0 年）	91,000,000	91,262,080	
第 1 5 5 回 利付国債（ 2 0 年）	3,000,000	2,939,850	
第 1 5 6 回 利付国債（ 2 0 年）	72,000,000	65,794,320	
第 1 5 7 回 利付国債（ 2 0 年）	35,000,000	31,076,850	
第 1 6 0 回 利付国債（ 2 0 年）	50,000,000	46,490,500	
第 1 6 2 回 利付国債（ 2 0 年）	87,000,000	79,168,260	

	第167回 利付国債（20年）	6,000,000	5,253,420	
	第170回 利付国債（20年）	34,000,000	28,410,740	
	第172回 利付国債（20年）	40,000,000	33,573,600	
	第174回 利付国債（20年）	160,000,000	132,723,200	
	第175回 利付国債（20年）	120,000,000	100,666,800	
	第176回 利付国債（20年）	59,000,000	49,226,060	
	第177回 利付国債（20年）	100,000,000	81,547,000	
	第179回 利付国債（20年）	137,000,000	112,478,370	
	第181回 利付国債（20年）	29,000,000	25,294,380	
	第183回 利付国債（20年）	13,000,000	12,240,410	
	第186回 利付国債（20年）	31,000,000	29,402,260	
	第187回 利付国債（20年）	129,000,000	117,911,160	
	第188回 利付国債（20年）	200,000,000	191,788,000	
	第189回 利付国債（20年）	64,000,000	64,321,280	
	第20回 利付国債（物価連動・10年）	249,000,000	278,324,730	
	第24回 利付国債（物価連動・10年）	230,000,000	261,894,369	
	第26回 利付国債（物価連動・10年）	100,000,000	115,522,400	
	第29回 利付国債（物価連動・10年）	120,000,000	126,546,286	
国債証券合計		7,328,000,000	6,771,058,075	
地方債証券	第739回 東京都公募公債	100,000,000	100,003,000	
	第784回 東京都公募公債	180,000,000	176,833,800	
	第26回 東京都公募公債（20年）	300,000,000	317,547,000	
	第32回 東京都公募公債（20年）	100,000,000	100,404,000	
	第4回 静岡県公募公債（15年）	100,000,000	102,236,000	
	第16回 平成21年度愛知県公募公債（20年）	200,000,000	214,230,000	
	福岡県令和2年度第1回 公募公債	100,000,000	96,415,000	
	第19回 大阪市公募公債（30年）	30,000,000	29,558,100	
	第518回 名古屋市公募公債（10年）	400,000,000	379,240,000	
	第20回 名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	91,038,000	
地方債証券合計		1,610,000,000	1,607,504,900	
特殊債券	第33回 新関西国際空港株式会社社債	100,000,000	99,991,000	
	第55回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,880,000	
	第97回 都市再生債券	100,000,000	100,799,000	
	第62回 独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	96,195,000	
	第8回 貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	44,612,000	43,565,848	
	第103回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	52,457,000	50,765,261	
	第104回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	52,306,000	50,554,795	
	第106回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,975,000	51,964,019	
	第215回 一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	98,703,000	
	第164回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,482,000	75,353,357	

	第 3 5 回 国際協力機構債券	100,000,000	99,059,000	
	第 7 2 回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,247,000	
特殊債券合計		987,832,000	974,077,280	
社債券	第 3 2 回 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,451,000	
	第 1 9 回 クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（ 2 0 2 3	100,000,000	99,510,000	
	第 2 5 回 クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（ 2 0 2 4	100,000,000	99,607,000	
	第 8 回 ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債	100,000,000	99,180,000	
	第 1 2 回 オーストラリア・ニュージーランド銀行円貨社債	100,000,000	99,508,000	
	サンタンデール・コンシューマー・ファイナンス銀行	100,000,000	98,915,200	
	ラボバンク	100,000,000	99,893,000	
	第 1 回 株式会社博報堂 D Y ホールディングス無担保社債	100,000,000	99,595,000	
	第 7 回 日鉄興和不動産株式会社無担保社債	100,000,000	99,681,000	
	第 3 回 エア・ウォーター株式会社無担保社債	100,000,000	98,089,000	
	第 2 0 回 富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,561,000	
	第 6 5 回 株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	98,575,000	
	第 6 7 回 日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	98,520,000	
	第 2 0 3 回 オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	97,326,000	
	第 1 3 回 日本航空株式会社無担保社債	100,000,000	99,325,000	
	第 1 9 回 ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	99,076,000	
	第 4 9 回 株式会社光通信無担保社債	100,000,000	99,367,000	
	第 4 5 3 回 中国電力株式会社社債	100,000,000	99,392,000	
	第 3 0 9 回 四国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	96,437,000	
	第 4 8 9 回 九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	96,494,000	
	第 3 2 5 回 北海道電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,633,000	
社債券合計		2,100,000,000	2,078,135,200	
合計			11,430,775,455	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
預金	257,592,183	226,539,181
コール・ローン	491,514,506	109,301,319

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
国債証券	10,861,752,531	11,508,099,123
地方債証券	127,783,176	73,294,625
特殊債証券	148,578,744	245,988,446
社債証券	113,003,025	51,420,688
派生商品評価勘定	99,804,037	81,244,516
未収利息	77,043,744	82,012,061
前払費用	4,649,556	8,145,586
差入委託証拠金	128,867,570	211,844,626
流動資産合計	12,310,589,072	12,597,890,171
資産合計	12,310,589,072	12,597,890,171
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	107,850,167	124,916,030
未払解約金	1,854,704	2,401,548
未払利息	1,467	-
その他未払費用	829,418	964,603
流動負債合計	110,535,756	128,282,181
負債合計	110,535,756	128,282,181
純資産の部		
元本等		
元本	3,047,041,779	2,911,505,519
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	9,153,011,537	9,558,102,471
元本等合計	12,200,053,316	12,469,607,990
純資産合計	12,200,053,316	12,469,607,990
負債純資産合計	12,310,589,072	12,597,890,171

（注）「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」の計算期間は毎年3月14日から翌年3月13日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2023年11月20日及び2024年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 組入る有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,829,130,923円	3,047,041,779円
期中追加設定元本額	937,235,373円	741,834,818円
期中一部解約元本額	719,324,517円	877,371,078円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	542,812,370円	514,744,201円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	167,340,082円	163,325,735円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅠ - 2（適格機関投資家限定）	1,471,680,927円	1,459,967,793円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	60,561,509円	48,512,467円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	15,885,473円	11,719,012円
ラッセル・インベストメントDC外国債券F（運用会社厳選型）	284,841,037円	296,088,367円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅠ - 3（適格機関投資家限定）	93,305,380円	42,895,177円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス安定型	98,277,202円	73,212,094円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス安定成長型	270,093,688円	256,964,929円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス成長型	42,244,111円	44,075,744円
計	3,047,041,779円	2,911,505,519円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	3,047,041,779口	2,911,505,519口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等でありま す。投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体 の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されてあり ます。 デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引、債券オプション取引、金利 関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバ ティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リ スク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としてあり ます。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル ・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品 に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・ 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リ スク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託 先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託 先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法 令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社 に対しても、必要な管理を行います。 ・ ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パ フォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リ スク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・ 上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管 理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対 象ファンドの計算期間末日の時価で計上 しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有 価証券及びデリバティブ取引等に関す る事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の 金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の 金融商品については、短期間で決済さ れ、時価は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価としてありま す。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する 注記）」の「有価証券の評価基準及び評 価方法」に記載しております。なお、市 場価額がない場合には、事前に価額算出 方法を確認した外部業者から入手する価 額に基づく価額を合理的に算定された価 額とし、同一銘柄の価額推移時系列比較 を行っております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注 記）」の「取引の時価等に関する事項」 に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の 金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約 額等は、あくまでもデリバティブ取引等 における名目的な契約額、または計算上 の想定元本であり、当該金額自体がデ リバティブ取引等のリスクの大きさを示 すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額

国債証券	215,144,459	44,934,463
地方債証券	708,572	2,175,392
特殊債券	3,453,410	2,277,747
社債券	2,113,675	1,213,233
合計	208,868,802	39,268,091

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

(2023年11月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,938,619,809	-	2,933,539,317	5,080,492
	売建	2,430,529,180	-	2,431,115,764	586,584
合計		5,369,148,989	-	5,364,655,081	5,667,076

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	3,924,283,624	-	3,879,865,348	44,418,270
	売建	1,780,408,310	-	1,758,379,954	22,028,362
合計		5,704,691,934	-	5,638,245,302	22,389,908

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

(2023年11月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	通貨先物取引				
	売建	274,235,308	-	275,396,296	1,160,988
合計		274,235,308	-	275,396,296	1,160,988

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	通貨先物取引				
	売建	262,428,185	-	262,802,098	373,913
合計		262,428,185	-	262,802,098	373,913

(注) 1. 通貨先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 通貨先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

（2023年11月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,714,892,399	-	4,752,991,026	38,098,627
	米ドル	2,269,664,998	-	2,269,691,465	26,467
	カナダドル	146,771,265	-	146,590,385	180,880
	メキシコペソ	20,323,816	-	21,193,895	870,079
	ユーロ	638,118,467	-	653,841,269	15,722,802
	英ポンド	288,012,741	-	291,585,965	3,573,224
	スイスフラン	9,448,148	-	9,499,658	51,510
	スウェーデンクローネ	319,677,454	-	328,161,120	8,483,666
	ノルウェークローネ	118,169,057	-	118,386,827	217,770
	デンマーククローネ	17,842,057	-	18,248,754	406,697
	ハンガリーフォリント	77,539,336	-	78,560,573	1,021,237
	ポーランドズロチ	44,898,988	-	46,561,692	1,662,704
	オーストラリアドル	40,196,620	-	40,907,697	711,077
	ニュージーランドドル	32,047,269	-	32,813,747	766,478
	シンガポールドル	131,925,380	-	132,920,292	994,912
	イスラエルシェケル	7,876,018	-	8,082,652	206,634
	オフショア元	552,380,785	-	555,945,035	3,564,250
	売建	4,944,377,199	-	4,983,693,892	39,316,693
	米ドル	2,188,580,255	-	2,179,416,949	9,163,306
	カナダドル	204,548,798	-	203,823,171	725,627
	メキシコペソ	344,552,000	-	350,137,252	5,585,252
	ユーロ	546,201,956	-	556,455,336	10,253,380
	英ポンド	42,998,981	-	43,661,648	662,667
	スウェーデンクローネ	446,419,149	-	468,705,798	22,286,649
	ノルウェークローネ	38,517,814	-	39,444,844	927,030
	ハンガリーフォリント	40,356,990	-	39,797,150	559,840
	ポーランドズロチ	52,121,569	-	54,786,932	2,665,363
	オーストラリアドル	85,359,291	-	86,176,378	817,087
	ニュージーランドドル	491,099,128	-	494,208,774	3,109,646
	シンガポールドル	345,364,768	-	349,142,380	3,777,612
	南アフリカランド	118,256,500	-	117,937,280	319,220
合計		9,659,269,598	-	9,736,684,918	1,218,066

（2024年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,237,415,434	-	4,224,942,304	12,473,130

米ドル	1,935,591,724	-	1,954,535,897	18,944,173
カナダドル	402,633,497	-	400,602,793	2,030,704
メキシコペソ	73,748,570	-	73,512,176	236,394
ユーロ	370,103,960	-	361,779,161	8,324,799
英ポンド	432,326,600	-	422,717,662	9,608,938
スイスフラン	4,972,937	-	4,867,184	105,753
スウェーデンクローネ	333,914,055	-	324,650,738	9,263,317
ノルウェークローネ	88,385,202	-	88,372,810	12,392
デンマーククローネ	8,798,636	-	8,645,985	152,651
ハンガリーフォリント	71,646,016	-	69,845,542	1,800,474
ポーランドズロチ	22,248,450	-	22,051,587	196,863
オーストラリアドル	7,218,594	-	7,108,639	109,955
ニュージーランドドル	16,425,630	-	16,065,719	359,911
シンガポールドル	4,209,581	-	4,144,538	65,043
イスラエルシェケル	8,475,492	-	8,585,573	110,081
オフショア元	456,716,490	-	457,456,300	739,810
売建	4,573,403,734	-	4,581,838,297	8,434,563
米ドル	2,632,024,037	-	2,667,447,913	35,423,876
カナダドル	132,201,964	-	130,716,610	1,485,354
メキシコペソ	318,113,013	-	308,585,371	9,527,642
ユーロ	216,214,805	-	213,331,137	2,883,668
英ポンド	181,604,452	-	178,216,348	3,388,104
スイスフラン	9,661,534	-	9,612,373	49,161
スウェーデンクローネ	50,598,373	-	49,579,862	1,018,511
ノルウェークローネ	17,345,583	-	17,344,006	1,577
ハンガリーフォリント	35,657,986	-	35,208,919	449,067
ポーランドズロチ	15,949,340	-	15,610,845	338,495
オーストラリアドル	186,182,195	-	184,341,108	1,841,087
ニュージーランドドル	602,136,143	-	596,004,830	6,131,313
シンガポールドル	172,998,096	-	173,111,411	113,315
オフショア元	2,716,213	-	2,727,564	11,351
合計	8,810,819,168	-	8,806,780,601	20,907,693

(注) 1. 為替予約の評価方法

- (1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- (2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年11月19日 至 2023年11月20日	自 2023年11月21日 至 2024年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2023年11月20日現在	2024年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.0039円 (40,039円)	4.2829円 (42,829円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	REPUBLIC OF CHILE-4.85%-29/01/22	230,000.00	228,662.39	
		REPUBLIC OF CHILE-3.1%-41/05/07	390,000.00	283,210.29	
		REPUBLIC OF PANAMA-6.875%-36/01/31	200,000.00	194,719.85	
		REPUBLIC OF POLAND-5.5%-54/03/18	241,000.00	228,184.10	
		REPUBLIC OF SLOVENIA-5.0%-33/09/19	310,000.00	309,071.24	
		TSY INFL IX N/B-2.125%-41/02/15	284,000.00	403,817.93	
		UNITED MEXICAN STATES-5.0%-29/05/07	550,000.00	536,495.92	
		US TREASURY N/B-2.875%-25/06/15	515,500.00	511,064.87	
		US TREASURY N/B-0.25%-25/06/30	896,400.00	873,842.90	
		US TREASURY N/B-5.0%-25/10/31	340,000.00	341,864.68	
		US TREASURY N/B-4.25%-25/12/31	2,330,000.00	2,326,086.32	
		US TREASURY N/B-0.75%-26/04/30	461,900.00	438,696.73	
		US TREASURY N/B-4.875%-26/04/30	56,000.00	56,404.68	
		US TREASURY N/B-1.5%-26/08/15	1,077,300.00	1,026,843.60	
		US TREASURY N/B-0.5%-27/04/30	172,900.00	157,825.27	
		US TREASURY N/B-0.5%-27/08/31	445,700.00	401,913.43	
		US TREASURY N/B-3.125%-27/08/31	2,800,000.00	2,716,218.73	
		US TREASURY N/B-3.875%-27/12/31	216,700.00	214,177.47	
		US TREASURY N/B-0.75%-28/01/31	63,000.00	56,382.53	
		US TREASURY N/B-2.75%-28/02/15	1,820,000.00	1,735,469.53	
		US TREASURY N/B-1.125%-28/02/29	244,100.00	220,576.76	
		US TREASURY N/B-4.0%-28/02/29	217,200.00	215,274.04	
		US TREASURY N/B-1.25%-28/05/31	2,200,000.00	1,982,062.50	
		US TREASURY N/B-4.0%-28/06/30	217,000.00	214,872.38	
		US TREASURY N/B-5.5%-28/08/15	249,100.00	260,163.53	
		US TREASURY N/B-4.875%-28/10/31	314,000.00	320,390.38	
		US TREASURY N/B-4.375%-28/11/30	88,000.00	88,206.25	
		US TREASURY N/B-4.25%-29/02/28	2,238,100.00	2,232,854.45	
		US TREASURY N/B-4.0%-29/10/31	137,300.00	135,385.30	
		US TREASURY N/B-1.5%-30/02/15	127,300.00	110,547.11	
		US TREASURY N/B-0.625%-30/05/15	487,800.00	400,186.53	

	US TREASURY N/B-4.625%-30/09/30	142,000.00	144,052.34	
	US TREASURY N/B-4.25%-31/02/28	1,700,000.00	1,689,972.65	
	US TREASURY N/B-1.625%-31/05/15	258,900.00	219,154.80	
	US TREASURY N/B-2.875%-32/05/15	2,920,000.00	2,638,950.00	
	US TREASURY N/B-2.75%-32/08/15	401,400.00	358,249.50	
	US TREASURY N/B-4.125%-32/11/15	249,800.00	245,399.21	
	US TREASURY N/B-4.0%-34/02/15	1,650,000.00	1,596,052.73	
	US TREASURY N/B-3.875%-34/08/15	2,050,000.00	1,959,671.87	
	US TREASURY N/B-4.5%-36/02/15	57,200.00	57,966.39	
	US TREASURY N/B-4.75%-37/02/15	55,900.00	57,601.01	
	US TREASURY N/B-4.25%-39/05/15	243,100.00	235,636.05	
	US TREASURY N/B-1.125%-40/05/15	1,370,000.00	841,640.23	
	US TREASURY N/B-1.125%-40/08/15	1,300,000.00	791,070.30	
	US TREASURY N/B-1.875%-41/02/15	212,800.00	145,526.92	
	US TREASURY N/B-2.375%-42/02/15	930,000.00	675,485.15	
	US TREASURY N/B-4.625%-44/05/15	165,000.00	163,427.34	
	US TREASURY N/B-2.5%-45/02/15	251,700.00	178,392.37	
	US TREASURY N/B-2.5%-46/05/15	105,000.00	73,249.79	
	US TREASURY N/B-2.25%-49/08/15	526,000.00	335,098.97	
	US TREASURY N/B-2.0%-50/02/15	695,200.00	415,517.74	
	US TREASURY N/B-1.25%-50/05/15	905,000.00	442,035.93	
	US TREASURY N/B-1.875%-51/02/15	191,700.00	110,085.22	
	US TREASURY N/B-2.25%-52/02/15	105,000.00	65,715.23	
	US TREASURY N/B-3.0%-52/08/15	145,800.00	107,983.12	
	US TREASURY N/B-4.0%-52/11/15	57,900.00	52,037.62	
	US TREASURY N/B-4.125%-53/08/15	209,000.00	192,206.51	
	US TREASURY N/B-4.25%-54/02/15	43,000.00	40,468.71	
	US TREASURY N/B-4.625%-54/05/15	40,000.00	40,087.50	
	米ドル 計	36,901,700.00	33,094,206.89 (5,108,090,833)	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT-2.25%-25/06/01	182,000.00	180,885.97	
	CANADIAN GOVERNMENT-0.5%-25/09/01	267,000.00	261,217.57	
	CANADIAN GOVERNMENT-3.5%-28/03/01	174,000.00	176,318.72	
	CANADIAN GOVERNMENT-1.25%-30/06/01	145,000.00	131,206.57	
	CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-33/06/01	155,000.00	149,355.21	
	CANADIAN GOVERNMENT-5.0%-37/06/01	90,000.00	105,569.63	
	CANADIAN GOVERNMENT-4.0%-41/06/01	270,000.00	293,979.78	
	CANADIAN GOVERNMENT-2.0%-51/12/01	221,000.00	169,401.80	
	カナダドル 計	1,504,000.00	1,467,935.25 (160,959,100)	

メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT-5.75%-26/03/05	1,031,800.00	978,755.15	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-27/06/03	1,977,800.00	1,878,593.54	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-29/03/01	806,000.00	767,449.02	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-29/05/31	5,066,800.00	4,829,623.09	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-31/05/29	4,368,900.00	3,940,354.59	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-34/11/23	5,219,900.00	4,492,820.12	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%-36/11/20	3,157,900.00	3,162,415.79	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-38/11/18	5,702,400.00	5,040,237.30	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-42/11/13	12,767,500.00	10,131,649.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-47/11/07	5,079,000.00	4,064,469.75	
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-53/07/31	2,266,600.00	1,792,540.60	
	メキシコペソ 計	47,444,600.00	41,078,908.55 (312,002,526)	
コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA-7.0%-32/06/30	300,000.00	247,400.25	
	TITULOS DE TESORERIA-7.25%-34/10/18	100,000.00	79,489.61	
	TITULOS DE TESORERIA-6.25%-36/07/09	700,000.00	489,588.04	
	TITULOS DE TESORERIA-7.25%-50/10/26	82,100,000.00	54,373,321.00	
	TITULOS DE TESORERIA B-7.5%-26/08/26	409,400,000.00	402,398,473.93	
	TITULOS DE TESORERIA B-6.0%-28/04/28	8,000,000.00	7,173,319.04	
	TITULOS DE TESORERIA B-7.75%-30/09/18	100,000.00	90,269.74	
	コロンビアペソ 計	500,700,000.00	464,851,861.61 (16,176,379)	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM-0.9%-29/06/22	500,000.00	466,257.50	
	BELGIUM KINGDOM-0.35%-32/06/22	140,000.00	116,998.00	
	BELGIUM KINGDOM-1.45%-37/06/22	450,000.00	374,418.00	
	BELGIUM KINGDOM-1.6%-47/06/22	216,819.00	157,432.26	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.0%-25/01/31	400,000.00	397,720.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.3%-26/10/31	1,185,000.00	1,162,603.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.45%-27/10/31	960,000.00	933,925.12	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.4%-28/04/30	129,000.00	124,545.36	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.5%-30/04/30	133,000.00	118,822.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.5%-31/10/31	1,123,000.00	965,189.30	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.45%-	1,530,000.00	1,582,598.34	

34/10/31			
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.2%-37/01/31	727,000.00	800,337.57	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.7%-41/07/30	173,000.00	200,894.52	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.5%-26/02/15	580,000.00	568,275.30	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.0%-50/08/15	1,100,000.00	579,785.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.45%-27/07/15	600,000.00	613,348.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES-0.95%-32/06/01	203,000.00	172,869.72	
BUONI POLIENNALI DEL TES-2.45%-33/09/01	278,000.00	260,220.49	
BUONI POLIENNALI DEL TES-1.45%-36/03/01	103,000.00	82,969.67	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5.0%-40/09/01	227,000.00	257,393.03	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.45%-48/03/01	218,000.00	201,118.27	
BUONI POLIENNALI DEL TES-1.7%-51/09/01	750,000.00	480,865.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%-53/10/01	910,000.00	974,876.63	
FINNISH GOVERNMENT-1.5%-32/09/15	260,000.00	238,498.78	
FRANCE (GOVT OF)-1.75%-66/05/25	265,000.00	167,265.08	
FRANCE GOVERNMENT-0.5%-72/05/25	340,000.00	124,100.00	
FRANCE GOVERNMENT-3.5%-26/04/25	195,429.00	198,698.35	
FRANCE GOVERNMENT-0.0%-30/11/25	120,000.00	102,084.84	
FRANCE GOVERNMENT-4.0%-38/10/25	430,000.00	466,248.22	
FRANCE GOVERNMENT-1.75%-39/06/25	200,000.00	165,860.00	
FRANCE GOVERNMENT-4.5%-41/04/25	215,000.00	246,820.00	
HELLENIC REPUBLIC-3.375%-34/06/15	187,000.00	189,926.92	
HUNGARY-0.125%-28/09/21	500,000.00	442,635.00	
IRISH TREASURY-1.7%-37/05/15	180,000.00	159,198.48	
NETHERLANDS GOVERNMENT-5.5%-28/01/15	32,648.00	35,908.71	
NETHERLANDS GOVERNMENT-0.5%-32/07/15	1,000,000.00	865,200.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA-0.0%-25/04/20	174,000.00	172,033.80	
REPUBLIC OF AUSTRIA-2.0%-26/07/15	10,000.00	9,957.88	
REPUBLIC OF AUSTRIA-0.9%-32/02/20	630,000.00	557,512.83	
REPUBLIC OF ESTONIA-4.0%-32/10/12	210,000.00	226,704.83	
ROMANIA-2.125%-28/03/07	370,000.00	348,577.00	
UNITED MEXICAN STATES-1.45%-33/10/25	100,000.00	77,861.40	
ユーロ 計	18,054,896.00	16,388,557.00 (2,667,729,308)	

英bond	UK TSY-1.25%-27/07/22	310,000.00	287,091.00	
	UK TSY-0.375%-30/10/22	480,000.00	384,884.16	
	UK TSY-4.25%-34/07/31	141,944.00	139,438.68	
	UK TSY-4.5%-34/09/07	46,660.00	46,792.51	
	UK TSY-4.25%-36/03/07	43,513.00	42,373.82	
	UK TSY-4.25%-39/09/07	41,000.00	38,929.50	
	UK TSY-4.25%-40/12/07	34,179.00	32,152.18	
	UK TSY-1.25%-41/10/22	42,428.00	25,278.59	
	UK TSY-4.5%-42/12/07	23,423.00	22,472.02	
	UK TSY-3.25%-44/01/22	411,522.00	328,024.18	
	UK TSY-3.5%-45/01/22	53,903.00	44,261.43	
	UK TSY-1.25%-51/07/31	998,777.00	461,335.09	
	UK TSY-1.5%-53/07/31	2,290,000.00	1,101,490.00	
英bond 計		4,917,349.00	2,954,523.16 (576,191,106)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-25/03/13	908,000.00	900,345.56	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.5%-26/02/19	2,020,000.00	1,958,794.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-27/02/17	1,702,000.00	1,626,912.84	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-28/04/26	1,946,000.00	1,838,176.01	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-29/09/06	2,818,000.00	2,577,680.96	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.375%-30/08/19	2,951,000.00	2,598,355.50	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.25%-31/09/17	2,773,000.00	2,364,814.40	
ノルウェークローネ 計		15,118,000.00	13,865,079.27 (193,417,855)	
デンマーククロネ	KINGDOM OF DENMARK-4.5%-39/11/15	500,000.00	640,621.00	
デンマーククロネ 計		500,000.00	640,621.00 (13,978,350)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND-3.75%-27/05/25	177,000.00	171,778.66	
	POLAND GOVERNMENT BOND-2.75%-28/04/25	161,000.00	149,238.30	
	POLAND GOVERNMENT BOND-2.75%-29/10/25	200,000.00	177,758.78	
	POLAND GOVERNMENT BOND-1.25%-30/10/25	158,000.00	124,947.66	
	POLAND GOVERNMENT BOND-1.75%-32/04/25	463,000.00	357,260.06	
	POLAND GOVERNMENT BOND-6.0%-33/10/25	575,000.00	588,104.25	
ポーランドズロチ 計		1,734,000.00	1,569,087.71 (59,097,648)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.25%-28/05/21	207,000.00	194,066.64	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.5%-	208,000.00	189,612.80	

	30/05/21			
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.0%-33/11/21	111,000.00	97,947.51	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.25%-34/06/21	438,000.00	425,446.92	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.75%-37/04/21	610,000.00	554,020.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-41/05/21	350,000.00	265,394.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.0%-47/03/21	316,000.00	230,607.32	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-1.75%-51/06/21	163,000.00	84,784.45	
オーストラリアドル 計		2,403,000.00	2,041,880.44 (204,106,368)	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%-27/04/15	260,000.00	262,522.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-0.25%-28/05/15	277,000.00	242,147.86	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-3.0%-29/04/20	607,000.00	576,328.29	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%-30/05/15	391,000.00	393,064.48	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-1.5%-31/05/15	152,000.00	126,584.01	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-3.5%-33/04/14	2,014,000.00	1,854,042.85	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.25%-34/05/15	2,176,000.00	2,100,100.64	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-2.75%-37/04/15	85,000.00	67,955.04	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-1.75%-41/05/15	112,000.00	70,360.64	
	NEW ZEALAND GVT ILB-0.0%-35/09/20	504,000.00	637,862.40	
	NEW ZEALAND GVT ILB-0.0%-40/09/20	271,000.00	324,517.08	
ニュージーランドドル 計		6,849,000.00	6,655,485.29 (603,519,406)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT-2.375%-25/06/01	858,000.00	855,168.60	
	SINGAPORE GOVERNMENT-3.5%-27/03/01	411,000.00	416,671.80	
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.625%-28/05/01	65,000.00	64,571.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.625%-32/08/01	437,000.00	427,386.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT-3.375%-33/09/01	35,000.00	36,172.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-42/04/01	16,000.00	15,528.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-46/03/01	68,000.00	65,755.32	
シンガポールドル 計		1,890,000.00	1,881,253.22 (216,626,308)	
マレーシアリンギット	MALAYSIA GOVERNMENT-3.955%-25/09/15	1,807,000.00	1,816,424.18	
	MALAYSIA GOVERNMENT-3.502%-	822,000.00	821,441.04	

		27/05/31			
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.885%-29/08/15	802,000.00	808,712.74	
		MALAYSIA GOVERNMENT-2.632%-31/04/15	448,000.00	417,513.60	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.642%-33/11/07	1,250,000.00	1,318,374.53	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.828%-34/07/05	1,948,000.00	1,935,980.84	
	マレーシアリングット 計		7,077,000.00	7,118,446.93 (245,661,874)	
	インドネシアルピア	INDONESIA GOVERNMENT-6.5%-31/02/15	2,689,000,000.00	2,633,875,500.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.25%-36/06/15	1,248,000,000.00	1,186,011,840.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.375%-48/05/15	3,408,000,000.00	3,528,984,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.875%-51/08/15	3,767,000,000.00	3,702,961,000.00	
	インドネシアルピア 計		11,112,000,000.00	11,051,832,340.00 (108,307,956)	
	韓国ウォン	KOREA TREASURY BOND-0.0%-25/09/10	274,630,000.00	271,389,366.00	
		KOREA TREASURY BOND-0.0%-26/03/10	229,400,000.00	225,027,634.00	
		KOREA TREASURY BOND-0.0%-29/03/10	191,110,000.00	194,007,227.00	
		KOREA TREASURY BOND-0.0%-30/12/10	121,400,000.00	111,399,067.00	
		KOREA TREASURY BOND-0.0%-31/06/10	217,460,000.00	205,088,700.00	
		KOREA TREASURY BOND-0.0%-32/12/10	2,218,000,000.00	2,441,152,980.00	
		KOREA TREASURY BOND-0.0%-35/09/10	188,040,000.00	181,163,375.00	
	韓国ウォン 計		3,440,040,000.00	3,629,228,349.00 (403,207,269)	
	イスラエルシェケル	STATE OF ISRAEL-0.0%-32/04/30	620,000.00	493,205.35	
	イスラエルシェケル 計		620,000.00	493,205.35 (20,314,931)	
	オフショア元	CHINA GOVERNMENT BOND-2.05%-29/04/15	12,500,000.00	12,680,022.62	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.35%-34/02/25	100,000.00	101,930.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.27%-34/05/25	8,700,000.00	8,817,667.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND-3.0%-53/10/15	5,620,000.00	6,462,281.31	
		オフショア元 計		26,920,000.00	28,061,902.13 (598,711,906)
	国債証券合計				11,508,099,123 (11,508,099,123)
地方債証券	ユーロ	LAND SACHSEN-ANHALT-0.125%-29/06/21	500,000.00	450,268.00	
			500,000.00	450,268.00	

	ユーロ 計			(73,294,625)	
地方債証券合計				73,294,625 (73,294,625)	
特殊債券	ユーロ	AFRICAN DEVELOPMENT BANK-0.5%-27/03/22	565,000.00	541,610.59	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK-0.375%-27/09/15	150,000.00	142,127.37	
		EUROPEAN UNION-0.0%-25/11/04	270,000.00	264,081.60	
	ユーロ 計		985,000.00	947,819.56 (154,286,067)	
	オーストラリアドル	NEW S WALES TREASURY CRP-4.25%-36/02/20	232,000.00	208,684.00	
		TREASURY CORP VICTORIA-2.25%-33/09/15	128,000.00	100,663.04	
		TREASURY CORP VICTORIA-2.25%-34/11/20	426,000.00	321,894.12	
		TREASURY CORP VICTORIA-2.0%-35/09/17	401,000.00	286,149.59	
	オーストラリアドル 計		1,187,000.00	917,390.75 (91,702,379)	
特殊債券合計				245,988,446 (245,988,446)	
社債券	米ドル	HONEYWELL INTERNATIONAL-1.35%-25/06/01	127,000.00	124,765.31	
	米ドル 計		127,000.00	124,765.31 (19,257,525)	
	ユーロ	EUROCLEAR BANK SA-0.125%-25/07/07	100,000.00	98,247.20	
		UNILEVER FINANCE-1.25%-25/03/25	100,000.00	99,339.50	
	ユーロ 計		200,000.00	197,586.70 (32,163,163)	
社債券合計				51,420,688 (51,420,688)	
合計				11,878,802,882 (11,878,802,882)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 59銘柄	-	99.6%	42.9%
	社債券 1銘柄	-	0.4%	0.2%
カナダドル	国債証券 8銘柄	-	100.0%	1.4%
メキシコペソ	国債証券 11銘柄	-	100.0%	2.6%
コロンビアペソ	国債証券 7銘柄	-	100.0%	0.1%
ユーロ	国債証券 42銘柄	-	91.1%	22.5%
	地方債証券 1銘柄	-	2.5%	0.6%
	特殊債券 3銘柄	-	5.3%	1.3%
	社債券 2銘柄	-	1.1%	0.3%
英ポンド	国債証券 13銘柄	-	100.0%	4.9%
ノルウェークローネ	国債証券 7銘柄	-	100.0%	1.6%
デンマーククロネ	国債証券 1銘柄	-	100.0%	0.1%
ポーランドズロチ	国債証券 6銘柄	-	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券 8銘柄	-	69.0%	1.7%
	特殊債券 4銘柄	-	31.0%	0.8%
ニュージーランドドル	国債証券 11銘柄	-	100.0%	5.1%
シンガポールドル	国債証券 7銘柄	-	100.0%	1.8%
マレーシアリングット	国債証券 6銘柄	-	100.0%	2.1%
インドネシアルピア	国債証券 4銘柄	-	100.0%	0.9%
韓国ウォン	国債証券 7銘柄	-	100.0%	3.4%
イスラエルシェケル	国債証券 1銘柄	-	100.0%	0.2%
オフショア元	国債証券 4銘柄	-	100.0%	5.0%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年11月29日現在です。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

【純資産額計算書】

資産総額	438,238,980円
負債総額	3,000,382円
純資産総額（ - ）	435,238,598円
発行済口数	274,381,822口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5863円

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】

【純資産額計算書】

資産総額	2,479,493,551円
負債総額	19,737,917円
純資産総額（ - ）	2,459,755,634円
発行済口数	1,150,259,567口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1384円

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】

【純資産額計算書】

資産総額	931,234,171円
負債総額	1,477,568円
純資産総額（ - ）	929,756,603円
発行済口数	331,891,532口
1口当たり純資産額（ / ）	2.8014円

（参考）

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	39,864,481,461円
負債総額	69,977,474円
純資産総額（ - ）	39,794,503,987円
発行済口数	8,674,038,294口
1口当たり純資産額（ / ）	4.5878円

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	90,507,413,106円
------	-----------------

負債総額	319,973,917円
純資産総額（ - ）	90,187,439,189円
発行済口数	11,076,342,906口
1口当たり純資産額（ / ）	8.1423円

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	12,929,712,625円
負債総額	135,461,990円
純資産総額（ - ）	12,794,250,635円
発行済口数	9,369,124,874口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3656円

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	12,388,330,593円
負債総額	177,181,907円
純資産総額（ - ）	12,211,148,686円
発行済口数	2,882,611,320口
1口当たり純資産額（ / ）	4.2361円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年11月末現在）

資本金の額	490百万円
委託会社が発行する株式総数	40,000株
発行済株式総数	34,090株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年11月末現在）

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2024年11月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	30本	205,639,202,170円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	30本	205,639,202,170円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		第25期 (2022年12月31日現在)	第26期 (2023年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
預金		1,234,739	2,352,886
前払費用		47,298	25,942
未収委託者報酬		311,111	340,826
未収運用受託報酬		1,681,977	1,623,297
未収投資助言報酬		204,377	202,177
未収入金	2	29,542	-
未収還付法人税等		75,446	-
その他流動資産		87,544	97,472
流動資産合計		3,672,038	4,642,603
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		144,253	123,021
器具備品		38,720	34,300
有形固定資産合計	1	182,973	157,322
無形固定資産			
ソフトウェア		181	136
無形固定資産合計		181	136
投資その他の資産			
長期差入保証金		138,086	138,106
繰延税金資産		-	38,022
投資その他の資産合計		138,086	176,128
固定資産合計		321,241	333,586
資産合計		3,993,279	4,976,190

(単位：千円)

		第25期 (2022年12月31日現在)	第26期 (2023年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		31,887	31,112
未払金			
未払手数料		59,972	73,479
未払委託調査費		673,472	619,648
未払委託計算費		6,409	6,964
その他未払金		417,542	727,878
未払金合計		1,157,397	1,427,970
未払費用		58,745	83,058
未払消費税等		9,727	339,337
未払法人税等		-	72,130
前受金		59,277	57,857
賞与引当金		357,102	376,568
リース債務		3,240	1,620
流動負債合計		1,677,378	2,389,656
固定負債			
資産除去債務		43,517	49,821
長期未払金		1,001,162	1,013,800
長期未払費用		16,930	17,714
長期リース債務		1,620	-

固定負債合計	1,063,229	1,081,335
負債合計	2,740,607	3,470,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	640,171	892,697
利益剰余金合計	748,985	1,001,511
株主資本合計	1,252,671	1,505,197
純資産合計	1,252,671	1,505,197
負債純資産合計	3,993,279	4,976,190

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第26期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,165,693	1,287,240
運用受託報酬	6,756,109	8,714,947
投資助言報酬	550,180	556,402
その他収益	464,378	476,132
営業収益合計	8,936,362	11,034,722
営業費用		
支払手数料	237,223	283,332
広告宣伝費	710	1,570
調査費		
委託調査費	5,479,578	7,104,581
図書費	1,245	1,416
調査費合計	5,480,823	7,105,998
委託計算費	70,290	72,844
業務委託費	358,126	373,668
営業雑経費		
通信費	6,852	6,232
印刷費	7,974	7,889
協会費	10,676	10,664
営業雑経費合計	25,503	24,786
営業費用合計	6,172,676	7,862,200
一般管理費		
給料		
役員報酬	46,419	38,211
給料・手当	1,119,120	1,105,538
賞与	6,393	3,018
賞与引当金繰入額	357,102	376,568
給料合計	1,529,034	1,523,337
福利厚生費	172,748	170,060
交際費	2,393	7,847
寄付金	690	355
旅費交通費	6,159	14,477
租税公課	20,014	26,380
不動産賃借料	163,321	163,321
退職給付費用	170,819	157,168
消耗器具備品費	429,816	532,877

修繕費	3,634	5,551
水道光熱費	4,577	6,251
会議費用	1,351	1,217
固定資産減価償却費	35,215	36,152
諸経費	133,009	135,936
一般管理費合計	2,672,788	2,780,935
営業利益又は営業損失（ ）	90,898	391,586
営業外収益		
受取利息	14	47
その他営業外収益	2,517	3,578
営業外収益合計	2,532	3,626
営業外費用		
為替差損	118,086	70,887
営業外費用合計	118,086	70,887
経常利益又は経常損失（ ）	24,655	324,325
特別損失		
割増退職金	58,399	53,875
特別損失合計	58,399	53,875
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	83,054	270,449
法人税、住民税及び事業税	225	55,945
法人税等調整額	-	38,022
法人税等合計	225	17,923
当期純利益又は当期純損失（ ）	83,280	252,526

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

第25期 （ 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日 ）									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	973,451	1,082,265	1,585,951	1,585,951
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	250,000	250,000	250,000	250,000
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	83,280	83,280	83,280	83,280
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	333,280	333,280	333,280	333,280
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671

（単位：千円）

第26期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
						繰越 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失 ()	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
6. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

（重要な会計上の見積り）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 54,592千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 79,554千円

器具備品	39,199千円	器具備品	50,344千円
*2 関係会社項目 未収入金	29,542千円		

（損益計算書関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日					第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)	株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項					2. 配当に関する事項				
(1)配当金支払額					(1)配当金支払額				
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	該当事項はありません。			
2022年 3月29日 株主総会	普通株式	250,000 千円	7,333.52円	2021年 12月31日	2022年 4月4日				
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左				

（リース取引関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1)金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。	
(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。	2. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2022年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。	3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2023年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

（デリバティブ取引関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度（単位：千円） (1) 長期未払金の当期首残高と 当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高 960,625 退職給付費用 112,646 退職給付の支払額等 72,109 長期未払金の当期末残高 1,001,162	2. 退職一時金制度（単位：千円） (1) 長期未払金の当期首残高と 当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高 1,001,162 退職給付費用 110,661 退職給付の支払額等 98,022 長期未払金の当期末残高 1,013,800
(2) 退職給付費用（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用 112,646	(2) 退職給付費用（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用 110,661
3. 確定拠出制度（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額 48,602	3. 確定拠出制度（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額 47,895

（ストック・オプション等関係）

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第25期 2022年12月31日現在	第26期 2023年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	111,691	税務上の繰越欠損金	56,359
未払費用	213,598	未払費用	197,882
賞与引当金	109,344	賞与引当金	115,305
資産除去債務	7,500	資産除去債務	10,697
長期未払金	306,555	長期未払金	310,425
長期未払費用	5,184	長期未払費用	5,424
その他	2,532	その他	17,993
繰延税金資産合計	756,407	繰延税金資産合計	714,087
評価性引当額	756,407	評価性引当額	676,065
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産の純額	38,022
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.05%
住民税均等割	0.20%	住民税均等割	0.06%
評価性引当額の増減	13.90%	評価性引当額の増減	27.30%
その他	0.10%	その他	2.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.27%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.09%
		3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理	
		当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。	

(資産除去債務関係)

第25期 2022年12月31日現在		第26期 2023年12月31日現在	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当該資産除去債務の総額の増減		3. 当該資産除去債務の総額の増減	
(単位：千円)		(単位：千円)	
当期首残高	41,239	当期首残高	43,517
時の経過による調整額	2,277	時の経過による調整額	2,573
当期末残高	43,517	見積りの変更による増加額	3,730
		当期末残高	49,821
		当事業年度において資産除去債務に係る契約の更新があり、使用見込期間が延長し、また、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになりました。したがって、契約変更時の見積り期間、割引率で資産除去債務を見積り直し、新たな見積額と変更前の資産除去債務残高との調整額として3,730千円加算しております。	

(収益認識関係)

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分析した情報					
(単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362
成功報酬	-	-	-	-	-
合計	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分析した情報					
(単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,287,240	8,437,457	556,402	476,132	10,757,233
成功報酬	-	277,489	-	-	277,489
合計	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

(セグメント情報等)

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日					
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。					
2. 関連情報					
(1)製品及びサービスごとの情報					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,165,693	6,756,109	550,180	464,378	8,936,362
(2)地域ごとの情報					
営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3)主要な顧客ごとの情報					
(単位：千円)					

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	5,132,006	投資一任業・投資助言業
B社（ ）	930,773	投資一任業・投資助言業
（ ）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。		
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。		
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。		
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。		

第26期

自 2023年 1月 1日

至 2023年12月31日

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	7,373,732	投資一任業・投資助言業

（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第25期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 0人	業務委託 契約の 締結	グループ会 社間取引の 資金決済	724,500	未払金	229,612

親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,959,589	未払金	146,049
---------	--	-----------------------	---	----------	----	----------	-----------	-------	-----------	-----	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第26期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	823,415	未払金	494,997
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,631,387	未払金	120,828

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
1株当たり純資産額	36,746.00円	1株当たり純資産額	44,153.64円
1株当たり当期純損失	2,442.96円	1株当たり当期純利益	7,407.64円
損益計算書上の当期純損失	83,280千円	損益計算書上の当期純利益	252,526千円
1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に関する当期純損失	83,280千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	252,526千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(重要な後発事象)

第25期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第26期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第27期中間会計期間末
(2024年6月30日現在)

資産の部

流動資産

預金	5,235,598
前払費用	42,175
未収委託者報酬	399,664
未収運用受託報酬	1,707,033
未収投資助言報酬	105,542
未収入金	408
その他流動資産	130,917
流動資産合計	7,621,341

固定資産

有形固定資産

建物付属設備	113,556
器具備品	43,663
有形固定資産合計	*1 157,219

無形固定資産

ソフトウェア	113
無形固定資産合計	113

投資その他の資産

長期差入保証金	122,091
繰延税金資産	55,464
投資その他の資産合計	177,555

固定資産合計

334,889

資産合計

7,956,230

(単位：千円)

第27期中間会計期間末
(2024年6月30日現在)

負債の部

流動負債

預り金	46,040
未払金	
未払手数料	89,089
未払委託調査費	1,062,259
未払委託計算費	7,551
その他未払金	3,216,918
未払金合計	4,375,818
未払費用	148,820
未払消費税等	656,636
未払法人税等	28,975
前受金	80,918
賞与引当金	179,881
流動負債合計	5,517,091

固定負債

資産除去債務	50,652
長期未払金	871,499
長期未払費用	19,732
固定負債合計	941,884
負債合計	6,458,975

純資産の部

株主資本

資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	13,685
資本剰余金合計	13,685
利益剰余金	

利益準備金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	884,754
利益剰余金合計	993,568
株主資本合計	1,497,254
純資産合計	1,497,254
負債純資産合計	7,956,230

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	816,739
運用受託報酬	9,046,973
投資助言報酬	283,261
その他収益	302,229
営業収益合計	10,449,204
営業費用	8,758,051
一般管理費	*1 1,452,808
営業利益	238,344
営業外収益	
受取利息	28
その他営業外収益	2,570
営業外収益合計	2,598
営業外費用	
為替差損	147,848
営業外費用合計	147,848
経常利益	93,094
特別損失	
割増退職金	104,010
特別損失合計	104,010
税引前中間純損失（ ）	10,916
法人税、住民税及び事業税	14,469
法人税等調整額	17,442
法人税等合計	2,973
中間純損失（ ）	7,943

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬

	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
6. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(中間貸借対照表関係)

	第27期中間会計期間末 (2024年6月30日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額	144,979 千円

(中間損益計算書関係)

	第27期中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日)
*1 減価償却実施額	有形固定資産 15,080 千円 無形固定資産 22 千円

(リース取引関係)

	第27期中間会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日)
該当事項はありません。	

(金融商品関係)

	第27期中間会計期間末 (2024年6月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項	預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項	2024年6月30日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

	第27期中間会計期間末 (2024年6月30日現在)
--	---------------------------------

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第27期中間会計期間末
（2024年6月30日現在）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第27期中間会計期間
（自 2024年1月 1日
至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間末
（2024年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	49,821 千円
時の経過による調整額	831 千円
当中間期末残高	50,652 千円

（収益認識関係）

第27期中間会計期間
（自 2024年1月 1日
至 2024年6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	816,739	9,036,337	283,261	302,229	10,438,568
成功報酬	-	10,636	-	-	10,636
合計	816,739	9,046,973	283,261	302,229	10,449,204

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第27期中間会計期間
（自 2024年1月 1日
至 2024年6月30日）

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	816,739	9,046,973	283,261	302,229	10,449,204

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	8,264,240	投資一任業・投資助言業

() A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第27期中間会計期間

(自 2024年1月 1日

至 2024年6月30日)

1株当たり純資産額	43,920.64円
1株当たり中間純損失（ ）	233.01円
中間損益計算書上の中間純損失（ ）	7,943千円
1株当たり中間純損失（ ）の算定に用いられた普通株式に関する中間純損失（ ）	7,943千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失（ ）については、潜在株式が存在しないため記載してありません。

(重要な後発事象)

第27期中間会計期間

(自 2024年1月 1日

至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額：10,000百万円（2024年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社S B I証券	54,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
野村證券株式会社 ¹	10,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社 ²	7,196百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000百万円	
株式会社十八親和銀行	36,800百万円	
株式会社福岡銀行	82,300百万円	

¹ 野村證券株式会社は、取得申込みの受付を行いません。

² 三菱UFJ eスマート証券株式会社の資本金の額は、2025年2月1日現在。

(3) 各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社

名 称	資本金の額	事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

(4) 各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社 <ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

名 称	資本金の額	事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

<参考：投資助言会社>

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

アセットマネジメントOne株式会社
 ポリマー・キャピタル・ジャパン・リミテッド
 S O M P Oアセットマネジメント株式会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
M & G インベストメンツ（ユーエスエー）インク

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

名 称	資本金の額	事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

<参考：投資助言会社>

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

パインストーン・アセット・マネジメント・インク
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
サンダース・キャピタル・エル・エル・シー
ブジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
アセットマネジメントOne株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社	1,000百万円	
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

名 称	資本金の額	事業の内容
コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド	1.28百万英ポンド (2024年4月末現在)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド	46.35百万英ポンド (2023年12月末現在)	
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは運用の指図にかかる権限の一部をインサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シーに再委託します。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3) 各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社
各ファンドの外国為替予約取引に係る指図を行います。
- (4) 各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社
委託会社との契約により、各マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、各マザーファンドの運用指図を行います。
<参考：投資助言会社>
外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社
Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル

ル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

- (4) 各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社
上記(3)と同様です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
当初元本額についての記載。
基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2023年11月21日から2024年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2024年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2023年11月21日から2024年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2024年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2023年11月21日から2024年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2024年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月19日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と

なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。